

史料探訪

	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	滋賀県	三重県	東京都	茨城県 栃木県	茨城県	茨城県	山形県	探訪先
	京都国立博物館	青蓮院門跡	京都府立京都学・歴史館	京都御所	徳禅寺	大徳寺龍源院	賀茂別雷神社	近江八幡市	松阪市・桑名市・いなべ市	國學院大學図書館	古河市・結城市 宇都宮市・小山市	常陸国総社宮	水戸市	米沢市上杉博物館	
	京都国立博物館所蔵史料の調査・撮影	青蓮院門跡吉水藏聖教調査撮影	東寺百合文書の原本調査	京都御所東山御文庫史料の調査	徳禅寺所蔵史料の調査・撮影・原本校正	龍源院所蔵史料の調査・撮影	賀茂別雷神社文書の調査・撮影	滋賀県下所在史料の調査・撮影	三重県下中近世史料調査	影 國學院大学所蔵「久我家文書」の調査・撮影	茨城県・栃木県下所在史料の調査・撮影	常陸国総社宮所蔵中世文書の調査・撮影	茨城県立歴史館寄託所文書の調査撮影	米沢市上杉博物館所蔵「上杉文書」の調査	目的
	山家浩樹・渡邊正男・末柄豊	(第一回) 菊地大樹・藤原重雄・村上嘉謙・林遼 (第二回) 菊地大樹・藤原重雄・小塩慶・谷本隆之	高橋慎一郎・木下竜馬	末柄豊・渡邊正男・藤原重雄・小塩慶・谷本隆之	高橋慎一郎・小瀬玄士	金子拓・須田牧子・山家浩樹・岡本真	遠藤珠紀・金子拓・木下竜馬・高山さやか・林晃弘	谷昭佳・高山さやか・桑田恵理・村井祐樹	山家浩樹・末柄豊・渡邊正男	石津裕之・遠藤珠紀・金子拓・菊地智博・小林優里・立石了・谷本隆之・畑山周平・村井祐樹・山本一夫	畑山周平・谷本隆之・村井祐樹	西田友広・井上聡	西田友広・井上聡	石津裕之・及川亘・小宮木代良	氏名
	中世・特殊	古代・中世・古記録	古文書	古代・中世	古文書	中世・特殊	中世・近世・古文書・古記録・技術	中世・技術	中世・特殊	中世・近世・古記録	中世		中世・古記録	近世	関係部門
	59	59	59	58	58	58	58	58	56	56	55	55	55	55	頁
	末柄豊	菊地大樹	木下竜馬	末柄豊	小瀬玄士	岡本真	金子拓	村井祐樹	渡邊正男	石津裕之	谷本隆之	井上聡	井上聡	及川亘	代表者

史料探訪

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
福岡県	高知県	岡山県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	大阪府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府
北九州市立いのちのたび博物館	オーテピア高知図書館	岡山市	宮内庁正倉院事務所	西大寺	薬師寺	東大寺	元興寺	春日大社	公益財団法人武田科学振興財団杏雨書屋	醍醐寺	醍醐寺	醍醐寺	仁和寺	公益財団法人陽明文庫	公益財団法人陽明文庫	東寺観智院金剛藏聖教の調査
福岡県北九州市所在幕末維新期史料の調査	高知県立図書館所蔵『土佐国蠹簡集』「蠹簡集拾遺」の調査撮影	岡山大学附属図書館池田家文庫および林原美術館所蔵池田家資料の調査・撮影	正倉院文書調査	真言律宗総本山西大寺所蔵史料の調査・原本校正	薬師寺所蔵史料の調査	東大寺文書の原本調査	元興寺所蔵史料の撮影	春日大社所蔵史料の調査	公益財団法人武田科学振興財団杏雨書屋所蔵『実躬卿記』の原本校正	醍醐寺文書の原本校正	醍醐寺文書の原本校正	醍醐寺所蔵史料の調査・撮影	仁和寺所蔵史料(御経蔵)の調査・撮影	公益財団法人陽明文庫所蔵「近衛文書」の調査・撮影	公益財団法人陽明文庫所蔵『平記』『後法興院記』の原本調査	東寺観智院金剛藏聖教の調査
小野 将・菊地智博・立石了・箱石大・水上たかね	井上 聡	箱石 大・菊地智博	遠藤基郎・新井重行・稲田奈津子・黒須友里江・小塩慶・古田一史	末柄豊・高橋慎一朗・西田友広・小瀬玄士	海上貴彦・及川亘・菊地大樹・小瀬玄士・林晃弘・前川祐一郎	遠藤基郎・木下竜馬・高橋慎一朗	海上貴彦・藤原重雄	遠藤基郎・小塩慶・藤原重雄	尾上陽介・井上聡・村上孟謙・遠藤珠紀	木下竜馬・高橋慎一朗	遠藤基郎・高橋慎一朗	桑田恵里・小瀬玄士・畑山周平・谷本隆之・高橋慎一朗	林晃弘・林遼・藤原重雄・川本慎自	松澤克行・荒木裕行・山本一夫	井上聡・遠藤珠紀・尾上陽介・村上孟謙	林遼・西田友広
近世	古記録	近世	古代・古文書	中世・古文書	古代・中世・近世・古文書	古文書	古代・中世	古代・古文書	古記録	古文書	古文書	中世・古文書・技術	古代・中世・近世	近世	古記録	中世
64	64	62	62	62	62	62	61	61	60	60	60	60	60	60	60	59
立石了	井上聡	菊地智博	稲田奈津子	小瀬玄士	及川亘	遠藤基郎	藤原重雄	藤原重雄	遠藤珠紀	高橋慎一朗	高橋慎一朗	高橋慎一朗	川本慎自	松澤克行	井上聡	西田友広

史料探訪

34	33	32
鹿児島県	東京都 熊本県	長崎県
鹿児島市立美術館	公益財団法人永青文庫 熊本大学附属図書館	長崎県対馬歴史研究センター・対馬博物館
鹿児島市立美術館所蔵史料の調査・撮影	「大日本近世史料 細川家史料」二十九原本 校正と「細川家史料」調査・撮影	長崎県対馬市所在史料の調査・撮影
高橋慎一朗・畑山周平・小瀬玄士	山口和夫・林晃弘・立石了	村井祐樹・谷本隆之・畑山周平
中世・古文書	近世	中世
107	106	100
小瀬玄士	林晃弘	畑山周平

## 1 米沢市上杉博物館所蔵「上杉文書」の調査

(西田友広・井上聡)

意を表したい。

二〇二五年二月二日に山形県米沢市の米沢市上杉博物館に出張し、『大日本史料』第十二編の編纂材料収集のために、同館所蔵「上杉文書」(市立米沢図書館旧蔵)の調査・撮影を行った。調査に際しては同館学芸員阿部哲人氏に大変お世話になった。記して謝意を表する。

撮影史料は以下の通り。

- 二五七 元和九年御入部御暇上使并御拝領物御參勤之御進物帳他
- 二五八 御上洛道中并御在京中日帳
- 二五九 元和九年御上洛供奉
- 五七三 元和九年御日帳
- 一六五八 元和九年御上洛御貸銀帳

(石津裕之・及川亘・小宮木代良)

## 2 茨城県立歴史館寄託税所文書の調査撮影

二〇二四年九月、茨城県水戸市の茨城県立歴史館に寄託されている税所文書の調査・撮影を実施した。税所文書は近世の『大日本史』編纂の過程で、原則として編年順で全三帖に編成されている。現在、山本家所蔵分と山戸家所蔵分に分かれおり、ともに同館に寄託されている。三帖のうち第一帖が山本家の所蔵にかかり、中世文書一九通を収載する。第二帖・第三帖が山戸家所蔵分で、第二帖は全四八通を収め、うち四一通が中世文書、七通が近世文書である。第三帖は全三六通で、すべて近世文書となる。山本家分は『茨城県史料中世編』Iに全点収載されており、山戸家分は『同』IIに収められているが、中世文書のみ限定されている。

本調査は、科学研究費基盤研究(B)「国衙文書と本拠から解き明かす国衙系領主の統治技術と実態」(研究代表者・田中大喜・日本大学文理学部教授)と共同で実施した。また調査撮影にあたっては、ご所蔵者のご了解をいただくとともに、同館首席研究員の山縣聡明氏に諸事ご指導を仰いだ。記して謝

## 3 常陸国総社宮所蔵中世文書の調査・撮影

(西田友広・井上聡)

二〇二五年二月、茨城県石岡市の同宮において、所蔵中世史料の調査撮影を実施した。

撮影対象は、一帖の折本にまとめられた史料群である。その内訳は、『茨城県史料中世編』一に収載の同宮所蔵文書四八点のうち、慶長以降のもの三点を除く計四五点と、その他近世文書五通の計五〇点である。なお本調査は、科学研究費基盤研究(B)「国衙文書と本拠から解き明かす国衙系領主の統治技術と実態」(研究代表者・田中大喜・日本大学文理学部教授)と共同で実施した。また調査撮影にあたっては、同宮に多大なる便宜を供していただいた。記して謝意を表したい。

(西田友広・井上聡)

## 4 茨城県・栃木県下所在史料の調査・撮影

二〇二四年二月一〇日〜一二日、茨城県古河市・同県結城市・栃木県宇都宮市・同県小山市に出張し、所在中世史料の調査・撮影を行った。主な撮影史料は以下の通り。

- 茨城県古河市
- 〔古河歴史博物館所蔵文書〕
- 〔菅谷文書〕(同館寄託史料)
- 〔福田文書〕(同右)
- 〔吉羽文書〕(同右)
- 〔青木文書〕(同右)
- 〔野田文書〕(同右)
- 〔鷲尾文書〕(同右)
- 〔山川文書〕(三和図書館資料館所蔵)

〔兎矢野文書〕（同館寄託史料）

〔鈴木文書〕（同右）

〔中村文書〕（同右）

同県結城市

〔多賀谷文書〕（結城市教育委員会所蔵）

〔安穩寺文書〕

〔健田須賀神社文書〕

〔山川文書〕（栃木県立博物館寄託）

栃木県小山市

〔石塚文書〕（小山市立博物館所蔵）

〔大橋文書〕（同右）

〔高橋神社文書〕（小山市立博物館寄託）

〔安良岡文書〕（同右）

〔円満寺文書〕（同右）

当日は、古河歴史博物館館長永用俊彦氏・同館学芸員齋藤莉瑚氏、三和図書館資料館館長峯照男氏、結城市教育委員会西村浩孝氏・同齊藤伸明氏、安穩寺御住職様、健田須賀神社宮司様、栃木県立博物館学芸員砂川恭輝氏、小山市立博物館学芸員尾上仁美氏にはたいへんお世話になった。記して謝意を表する。

（畑山周平・谷本隆之・村井祐樹）

### 5 國學院大学所蔵「久我家文書」の調査・撮影

二〇二三年九月より二〇二四年七月にかけて一ヶ月に数回の頻度で國學院大学図書館に赴き、同大学所蔵「久我家文書」の調査・撮影を行った。史料の閲覧に際しては、國學院大学図書館の職員の皆様に大変お世話になった。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

（石津裕之・遠藤珠紀・金子拓・菊地智博・小林優里・立石了・谷本隆之・畑山周平・村井祐樹・山本一夫）

### 6 三重県下中近世史料調査

二〇二五年二月一日～一九日、三重県下所在中・近世史料の調査・撮影を行った。今年度の調査地点は松阪市・桑名市・いなべ市である。史料所蔵者各位及び調査に立ち会われた各位並びに御協力いただいた三重県総合博物館に厚く御礼を申し上げます。以下に調査先及び調査・撮影史料の概要を掲げる。

松阪歴史文化舎 松阪市

「市民及び行政と協働して市内に散在する歴史的文化遺産の顕彰を図るとともに、これら公共的資産を有効活用し、時代に継承する市民文化を創造することを目的」として、二〇一八年に設立されたNPO法人。伊勢商人小津清左衛門・長谷川治郎兵衛両家の旧宅・旧蔵資料等を管理・運営する。『三重県史 資料編 中世2』（三重県、二〇〇五年）「小津氏所蔵文書」「松阪市教育委員会所蔵文書」参照。

松阪歴史文化舎所蔵史料

小津清左衛門家

一、貞永元年七月二日 足利義氏仏舎利奉請状（卷子装）一通一巻

一、六月一二日「伊勢屋半兵衛等連署書状」を付す。

一、極月一九日 古田重治書状（掛幅装・折紙）一通一軸

一、外題「古田大膳之消息」「古田大膳筆」

長谷川治郎兵衛家

一、姉小路清俊詠草

一、九月八日 中院通勝消息

一、愚堂東宛墨蹟

一、五月五日 前田玄以書状

一、中院通胤詠草

一、端裏書「永正□五廿七 御月次御会」

一、一二月一日 中院通茂消息

一、正親町三条実福詠草

（掛幅装）一通一軸  
（掛幅装）一通一軸  
（掛幅装）一通一軸  
（掛幅装）一通一軸  
（掛幅装）一通一軸  
（掛幅装）一通一軸  
（掛幅装）一通一軸

○書付一枚を付す。

一、新古今和歌集抜書 (掛幅装) 一通一軸

○「新古今和歌集」六五番

一、文祿二年元三 曲直瀬道三書状 (掛幅装) 一通一軸

○外題「道三和歌文 八十七歳筆」

○裏書「八十七歳筆也、百五後柏原永正四丁卯生、百八後陽成文祿三

甲午正月四日八十八歳卒、」

一、天正二〇年三月一日 蒲生氏郷茶日記 (掛幅装) 一通一軸

一、(年月日未詳) 荒木田守武消息 (掛幅装) 一通一軸

一、古溪宗陳墨蹟 (掛幅装) 一通一軸

射和文庫 松阪市

伊勢の豪商竹川政胖が嘉永七(一八五四)年に創建した文庫。本所では一

九九五年度に調査・撮影を行っている。詳細については『東京大学史料編纂

所報』第三二号「史料探訪」の「竹川欽也」の項を参照されたい。「射和寺

文書」・「聚玉帖」・「豊臣秀吉朱印状」をカラーによって再撮影するとともに、

未撮影史料を調査・撮影した。『三重県史 資料編 中世2』「射和文庫所蔵

文書」参照。

射和文庫関係史料

一、日本書紀 巻第一 (袋綴装) 一冊

○内題「日本書紀巻第一 神代上」

○後補表紙外題「古写神代巻残本 射和文庫」(題箋)

○射和文庫蔵書印の他に「五十槻園(荒木田久老)朱印」(荒木田)

久守蔵」墨書・「ひさもり」朱印等あり。

○後欠。

法泉寺 桑名市

真宗大谷派。本所では一九四〇年に調査を行い、文書七点を影写している

(「伊勢法泉寺文書」架番号三〇七一・五六―三八)。『三重県史 資料編

中世2』・『三重県資料叢書6 資料編 中世2 補遺1』(三重県、二〇一

二年)の「法泉寺文書」参照。

法泉寺文書

一、二月九日 西尾光教書状 (折紙) 一通

一、三月一日 教如書状 (卷子装、折紙) 一通一巻

一、卯月二六日 本多正信書状 (折紙) 一通

一、八月一九日 織田信雄書状 (卷子装、折紙) 一通一巻

一、極月朔日 大久保長安書状 (折紙) 一通

一、極月九日 大久保長安書状 (折紙) 一通

一、極月九日 本多正純書状 (折紙) 一通

一、正保四年四月八日 松平定綱寄進状 (折紙) 一通

一、一二月五日 松越中守書状 (折紙) 一通

一、法泉寺由緒書 (袋綴装) 一冊

一、高木家由緒書 (袋綴装) 一冊

行順寺 いなべ市 山号は蓮華山。真宗大谷派。文安五年、中興開基刑部坊空賢が蓮如に帰依

し、浄土真宗に改宗したという。

行順寺文書

一、卯月一日 教如書状 (折紙) 一通

一、一二月四日 下間頼廉奉本願寺御印書 (切紙) 一通

一、九月五日 下間頼龍奉本願寺御印書 (切紙) 一通

一、□月一日 下間頼純書状 (切紙) 一通

○前欠

○前欠

一、二月二七日 富井一純書状 (切紙) 一通

一、九月五日 某書状 (切紙) 一通

○前欠

一、七月一日 小寺重純書状 (切紙) 一通

一、九月七日 栗津村昌奉本願寺御印書 (切紙) 一通

一、二月二七日 宇野道玄書状 (切紙) 一通

一、二月二七日 宇野道玄奉本願寺御印書 (切紙) 一通

一、八月二四日 多賀以重書状 (折紙) 一通

一、寛永一八年暮仲秋時正 宣如木仏裏書 一枚

一、正月二〇日

飼田大膳・下間治部卿連署状

(切紙) 一通

(山家浩樹・末柄豊・渡邊正男)

## 7 滋賀県下所在史料の調査・撮影

二〇二四年一月二日～四日、滋賀県近江八幡市安土城考古博物館に出張し、所蔵・寄託中世史料の調査・撮影および県下学芸員を対象にした、デジタル撮影講座を行った。主な撮影史料は以下の通り。

〔安土城考古博物館所蔵文書〕

〔山本文書〕 (同館寄託史料)

〔福島文書〕 (同右)

〔市川文書〕 (同右)

〔浄厳院文書〕 (同右)

〔伊藤真昭氏所蔵文書〕 (同右)

〔善隆寺文書〕 (同右)

当日は、安土城考古博物館学芸員高木叙子氏・同館瓜生翠氏にはたいへんお世話になった。記して謝意を表する。

(谷昭佳・高山さやか・桑田恵理・村井祐樹)

## 8 賀茂別雷神社文書の調査・撮影

二〇二四年六月二三日～二五日、および二〇二五年三月一日～三日の二度にわたり賀茂別雷神社(京都市北区)に出張し、同社所蔵文書の調査・デジタル撮影を行った。近年の編纂所による撮影は、同社のご協力を得て、二〇一〇年度より継続して行っている。本年度の調査・撮影は、科学研究費基盤研究(A)「神社所蔵文書・社家文書の一体把握による中近世賀茂別雷神社の総合的研究」および本所拠点特定共同研究「賀茂別雷神社文書・社家文書の調査・研究」による研究の一環である。

賀茂別雷神社文書については、一九九七年度～二〇〇二年度にかけて京都府教育委員会が、一九四五年(昭和二〇)以前の文書の網羅的調査を実施

し、目録を刊行している(『京都府古文書調査報告書第十四集 賀茂別雷神社文書目録』京都府教育委員会・二〇〇三年三月)。今回撮影した史料は、左記のとおり(番号は目録のもの)。

Ⅱ (土蔵) — D (撰社・末社) — 1 (貫布祢) — 131 — 610 / II — D — 13 (寺庵) — 1 — 93

Ⅱ — G (土地) — 14 (年貢) — 1 — 93

Ⅱ — L (金融) — 1 — 276

Ⅳ (社務所) — A (社務所) — 140

(遠藤珠紀・金子拓・木下竜馬・高山さやか・林晃弘)

## 9 龍源院所蔵史料の調査・撮影

二〇二四年一〇月二四日～二六日、京都府京都市の大徳寺龍源院において、本所画像史料解析センタープロジェクト「禅宗史料画像研究プロジェクト」と合同で、同院所蔵史料の調査とデジタル撮影を実施した。当日は、龍源院ご住職様のひとかたならぬご協力・ご高配を賜った。記して感謝し申し上げる。

(金子拓・須田牧子・山家浩樹・岡本真)

## 10 徳禅寺所蔵史料の調査・撮影・原本校正

二〇二四年一二月八日から一三日にかけて、京都府京都市の徳禅寺に出張し、同寺所蔵史料の調査を行うとともに、『大日本古文書徳禅寺文書』の原本校正を実施した。

調査にあたっては、御寺の手厚い御協力・御配慮を賜った。この場を借りて心から御礼を申し上げたい。

(高橋慎一朗・小瀬玄士)

## 11 京都御所東山御文庫史料の調査

二〇二四年一〇月二六日～二八日、十一月四日・五日、京都御所に赴き、

「天皇家・公家の「知」の体系としての文庫・宝蔵研究拠点創設」プロジェクトの遂行、ならびに『大日本史料』三編・八編・九編・十一編の編纂・校正のため、東山御文庫御物の調査を行った。主な調査史料は以下の通り。

勅封一五一一	李嶠雜詠	一卷
勅封一五一二	周易抄	一卷
勅封一五一四	伏見天皇宸記（大嘗会御禊行幸御覧記）	一卷
勅封一九一七	秘記（言談抄）	一冊
勅封一九一五	書札礼 附故実	一冊
勅封二〇一四三	簾中抄	一帖
勅封二二一一	鴨社	二二点
勅封二二三一	賀茂社	九八点
勅封二二三一	賀茂社	八三点
勅封二二五一一	内侍所	五三点のうち

調査には五名の所員が参加した。  
（末柄豊・渡邊正男・藤原重雄・小塩慶・谷本隆之）

## 12 東寺百合文書の原本調査

二〇二四年七月二九日から三一日にかけて、京都府立京都学・歴史館（京都府京都市）において、『大日本古文書』東寺文書編纂のため、同館所蔵「東寺百合文書」ね函の文書の原本校正を行った。

（高橋慎一朗・木下竜馬）

## 13 青蓮院門跡吉水蔵聖教調査撮影

京都府京都市青蓮院門跡に出張し、吉水蔵聖教の調査ならびに写真撮影を行った。同聖教については、すでにマイクロフィルムにより大部分が撮影されているが、一部未撮影の部分等があり、また朱点その他の確認や永年保存・公開の観点からも、デジタルによる再撮影が必要となっていた。この間、同門跡による格段のご理解・ご配慮により本事業の開始に至った。本事業は悉

皆撮影を目標に、継続的に実施の予定である。  
なお本事業は、龍谷大学阿部泰郎特任教授・道元徹心教授他のご協力を得て開始した。

（第一回）二四年一月一三日～一七日、第二七函～三七函までを撮影した。  
（菊地大樹・藤原重雄・村上孟謙・林遼）  
（第二回）二五年一月二三日～二七日、第三八函～五〇函までを撮影した。  
（菊地大樹・藤原重雄・小塩慶・谷本隆之）

## 14 京都国立博物館所蔵史料の調査・撮影

二〇二五年二月三日・四日の両日、京都国立博物館に赴き、同館所蔵「賀茂御祖神社関係文書」（B甲一二四九、五卷四七通、二〇一六年度購入）、「古文書 附文書袋三点」（B甲一一七八、三綴一八通、二〇二三年度購入）の調査を行い、デジタルカメラによる撮影を行なった。なお、後者には本所所蔵「中院一品記」暦応四年正月記（S〇〇七三一―三六）の紙背文書から相剽によって分離された正月五日付久我長通書状が含まれている。調査・撮影にあたっては、学習院大学史料館の木村真美子氏にもご参加いただき、京都国立博物館の羽田聡氏にはご多忙のなかご対応いただいた。この場を借りて御礼を申し上げたい。

（山家浩樹・渡邊正男・末柄豊）

## 15 東寺観智院金剛蔵聖教の調査

二〇二四年八月二六日・二七日に、真言宗総本山東寺に出張し、『大日本史料第六編之五十二』に収載予定の観智院金剛蔵聖教の調査を行った。  
なお本出張にあたっては、東寺宝物館の新見康子氏にたいへんお世話になった。記して謝意を表する。

（林遼・西田友広）

## 16 公益財団法人陽明文庫所蔵『平記』『後法興院記』の原本調査

二〇二四年九月および一二月に、大日本古記録編纂のため、京都市右京区の公益財団法人陽明文庫において、同文庫所蔵の『知信記』天承二年夏記（第十三函十二号）、『後法興院記』文正元年・応仁元年記（第七函五・六号）の原本を調査した。

（井上聡・遠藤珠紀・尾上陽介・村上孟謙）

## 17 公益財団法人陽明文庫所蔵「近衛文書」の調査・撮影

令和七年三月二日から二六日まで公益財団法人陽明文庫に出張し、同文庫が所蔵する「近衛文書」のうち、「公事儀式篇」に分類される五一〇袋から五二二袋の史料八二点を調査・撮影した。

（松澤克行・荒木裕行・山本一夫）

## 18 仁和寺所蔵史料（御経蔵）の調査・撮影

二〇二四年一月一日～二日、総本山仁和寺（京都市右京区御室大内）を訪れ、同寺所蔵史料のうち御経蔵第百二十一・百二十二・百二十五・百二十六箱について調査を行い、デジタルカメラによる撮影を行った。

撮影目録については、箱単位での撮影途中であるため、撮影データの整理が終了した段階で次号以降に掲載する。

なお、本探訪には総本山仁和寺管財課学芸員朝川美幸氏にご高配を賜った。記して御礼申し上げる。

（林晃弘・林遼・藤原重雄・川本慎自）

## 19 醍醐寺所蔵史料の調査・撮影

二〇二四年八月二六日より三〇日までの五日間、京都市伏見区醍醐寺に出張し、継続事業として文書・聖教の原本調査および第四五四・四五五・四五七函のデジタル写真撮影を行った。

（桑田恵里・小瀬玄士・畑山周平・谷本隆之・高橋慎一朗）

## 20 醍醐寺文書の原本校正

二〇二四年一月二日より五日までの四日間、京都市伏見区醍醐寺に出張し、『大日本古文書 家わけ第十九 醍醐寺文書之十八』の出版準備のため、第二十六函の原本校正を行った。

（遠藤基郎・高橋慎一朗）

## 21 醍醐寺文書の原本校正

二〇二五年三月四日より七日までの四日間、京都市伏見区醍醐寺に出張し、『大日本古文書 家わけ第十九 醍醐寺文書之十八』の出版準備のため、第二十六函の原本校正を行った。

（木下竜馬・高橋慎一朗）

## 22 公益財団法人武田科学振興財団杏雨書屋所蔵『実躬卿記』の原本校正

二〇二四年八月二〇日～二二日に公益財団法人武田科学振興財団杏雨書屋において、大日本古記録『実躬卿記』編纂のための原本校正および饗宴記事の調査を行った。調査をご許可くださった杏雨書屋にお礼申し上げます。

（尾上陽介・井上聡・村上孟謙・遠藤珠紀）

## 23 春日大社所蔵史料の調査

二〇二四年九月二十五日～二十七日、春日大社に出張し、春日大社所蔵史料を調査・撮影した。同社国宝殿の千鳥祐兼氏・松村和歌子氏・渡邊重祐香氏にはお世話になった。記して謝意を表す。以下、デジタル撮影した史料の目録を掲げる（『春日神社記録目録』同社務所、一九二九年、八三～八六頁）。神事日記の書誌については、全体の目録を作成中で、そちらに譲る。

〔日記（書庫）〕

- (日二二二) 享保九（甲辰）年日並記（祐寛）※再撮影
- (日二二三) 享保十七年（壬子）日記（延晴）※再撮影
- (日二三四) 享保十七年日次記下書（祐智）※再撮影
- (日二三五) 享保十八（丑）年日次記（祐智）※再撮影
- (日二三六) 享保十八（癸丑）年之日記（延晴）
- (日二三七) 旧記抜書（祐智）※寛永八・九、元禄六年。
- (日二三八) 享保十九（甲寅）年日並記（祐智）
- (日二三九) 享保十九（甲寅）歳日記（延晴）
- (日二四〇) 享保二十（乙卯）年日記（延晴）
- (日二四一) 享保二十年日並記（祐智）
- (日二四二) 享保二十一年日記（祐処）
- (日二四三) 享保二十一（丙辰）年日記（延晴）
- ※（日二四四）「享保ノ頃日記断片」は年次比定して解消。
- (日二四五) 元文元（辰）年之記（祐智）
- (日二四六) 元文二（丁巳）年日記（延晴）
- (日二四七) 元文二（丁巳）年日並記（祐智）
- (日二四八) 元文二（丁巳）年日記（祐処）
- ※一部開披不能、写し込みタイトルは誤記。
- (日二四九) 元文三（戊午）歳記（延詮）※一部開披不能
- (日二五〇) 元文三（戊午）年日記（延晴）
- (日二五一) 元文三（戊午）年日並記（祐智）

## 24 元興寺所蔵史料の撮影

- ※（日二五二）元文四（己未）歳記（延詮）未撮影
- (日二五三) 元文四（己未）年日並記（祐智）
- (日二五四) 元文四（己未）年日記（延晴）
- (日二五五) 元文五（庚申）歳日記（延晴）
- (日二五六) 元文五（庚申）年之記（延詮）
- ※（日二五七）は（日二五六）と合冊して欠番。

（遠藤基郎・小塩慶・藤原重雄）

二〇二二年一二月の撮影（『所報』五八号八四頁）の継続で、二〇二四年六月四～六日に奈良市・元興寺へ出張し、同寺所蔵の印仏紙背文書・絵図・文書類を撮影した。同寺住職辻村泰善氏よりご高配を賜り、現場では元興寺文化財研究所の高橋平明氏・服部光真氏にお世話になった。記して謝意を表す。簡単な撮影目録を掲げ、細目や刊本との対応は『Cat. No.』に登録した。

弘法大師坐像納入品（未撮影分）…『日本仏教民俗基礎資料集成』五、『元興寺編年史料』中、『日本彫刻史基礎資料集成』鎌倉時代・造像銘記篇一〇。

聖徳太子立像納入品（未撮影分）…『日本仏教民俗基礎資料集成』五、『元興寺編年史料』中。

- ・印仏紙背文書（未撮影分）…『CN』（香合せ勝負注記（關茶表））
- ・極楽院太子堂図（建制図）…『図説元興寺の歴史と文化財』一一七頁。
- ・極楽坊境内図
- ・元興寺極楽院図絵縁起（二巻）
- ・近世文書

徳川家康朱印状写（慶長七年八月六日）、徳川秀忠朱印状写（元和三年七月二十一日）、徳川家綱朱印状写（寛文五年七月十一日）…『元興寺編年史料』

・その他、断簡等。  
二回の探訪により、既整理の中世を中心とする紙資料の大部分を撮影し、聖徳太子像納入品のうち短冊形の「太子千杯供養札」（六一一枚）、および「そ

他の奉納経典」(『日本仏教民俗基礎資料集成』元興寺極楽坊六、九一〜九九頁)が本所では未撮影となる。

(海上貴彦・藤原重雄)

## 25 東大寺文書の原本調査

二〇二五年二月一七日より二二日まで、奈良市東大寺図書館にて、『大日本古文書 家わけ第十八 東大寺文書之二十六』(二〇二六年三月刊行予定)編纂のため、第一部二四架(雑荘)・二五架(雑)などの原本調査を行った。鎌倉末期の世親講帳簿(新修文書二五函一号)の撮影も行った。

(遠藤基郎・木下竜馬・高橋慎一朗)

## 26 薬師寺所蔵史料の調査

二〇二四年七月八日〜一二日に奈良県奈良市の法相宗大本山薬師寺に出張し、奈良文化財研究所と共同で同寺所蔵史料の調査(調書作成・原本校正および撮影)を行った。今年度の撮影分は、第二三函(二七〜一五八号止)、第二九〜一函(一〜二二号止)、第二九〜一函(二〜三六号止)、第二九〜一函(三〜四七号止)、第二九〜一函(四〜四七号止)、第二九〜一函(五〜四七号止)である。

(海上貴彦・及川亘・菊地大樹・小瀬玄士・林晃弘・前川祐一郎)

## 27 真言律宗総本山西大寺所蔵史料の調査・原本校正

二〇二四年一〇月二二日から二五日にかけて、奈良県奈良市の真言律宗総本山西大寺に出張し、同寺所蔵史料の調査・原本校正を実施した。

前年に引き続き次期大日本古文書刊行に向け、一〇一函〜一〇七函の原本校正を行った。

調査にあたっては、同寺清浄院御住職佐伯俊源先生の手厚い御協力・御配

慮を賜った。この場を借りて心から御礼を申し上げたい。

(末柄豊・高橋慎一朗・西田友広・小瀬玄士)

## 28 正倉院文書調査

二〇二四年度の正倉院文書調査は、一月一日〜五日の五日間、宮内庁正倉院事務所(奈良市雑司町)に出張し、調査室において原本調査を実施した。本年は、『正倉院文書目録』一〇・統々修五(二〇二八年三月刊行)に収録予定の第一七帙〜第一八帙(合計一五巻)の調査を行った。

正倉院文書閲覧の許可を与えられ、調査・研究に関して便宜をお図りいただいた宮内庁及び正倉院事務所に厚く謝意を表す。

(遠藤基郎・新井重行・稲田奈津子・黒須友里江・小塩慶・古田一史)

## 29 岡山大学附属図書館池田家文庫および林原美術館所蔵池田家資料の調査・撮影

二〇二四年一〇月二四日〜二六日に岡山市へ出張し、昨年度に引き続き『大日本維新史料 類纂之部 松平昭休往復書翰留 二』編纂のため岡山大学附属図書館池田家文庫および林原美術館所蔵池田家資料の調査・撮影を行った。本出張は本所拠点一般共同研究「池田茂政関係史料群」の形成過程の解明と研究資源化」と合同で行い、二四日には現地研究者との研究会を開催した。

(岡山大学附属図書館池田家文庫の調査・撮影)

岡山大学附属図書館池田家文庫における主な調査史料は次の通りである。

C1-92	茂政公系図	二枚
C1-171	茂政公御履歴二関スル書類	八冊
C1-175	故茂政公御統	一冊
C3-3	御家督諸留	一冊
C3-72	御養子御隠居御家督一件下帳	一冊
C3-73	御家督御書留	三冊
C3-74	御家督二付祝儀献上留	一冊

訪 採 料 史

C3-75	御家督三上方御下知留	一冊	和書P28-135
C3-76	九郎麿様御養子一件雜留	一冊	和書291.36
C3-78	松平九郎麿御養子一件	六通	和書815.1
C3-79	殿様初て西丸江御出嶺泉院様御対顔之節御次第帳	一冊	言霊のしるべ 中編 二冊
C3-80	松平九郎麿家督御札之節献上物覚	一五通	熟覧の上、重要なものを析出し撮影した。撮影画像は岡山大学附属図書館の許可を得てH-CAT Plusにて公開している。
C3-81	天盃従京都御返到着之節御次第	一冊	今回の調査では、昨年度析出した藩主個人附のアーカイブズ(『所報』五
C3-82	御貫請御使者御取遣之御次第	一冊	九号採訪報告を参照)のさらなる分析をめざし、池田茂政(松平昭休、九郎
C4-110	松平民部太輔様御叙位書類	八通	麻呂)に着目し関係史料を閲覧した。茂政は幕末に水戸徳川家から池田家に
C5-2520	御養子御隠居御家督一件	七冊	養子に入るが、それより前忍藩世子松平忠矩であった時代から彼の手元で作
C5-2523	茂政公御引移御隠居御家督御扨	四冊	成・筆写された史料が藩の枠を超えて池田家へ持ち込まれ、現在まで池田家
C8-355	〔藩侯書状〕	一〇点	文庫に残されている(澤村怜薫「忍藩主松平下総守家の藩政と家意識」『関
C8-357	〔御書翰〕	五八点	東近世史研究』八四号、二〇一九年)。今回共同で調査を行った拠点一般共
C8-358	〔御書翰〕	三八点	同研究は、かかる史料群の分析を主目的としている。以下、注目すべき史料
C8-363	民部太輔様相模守様よりの御書	四点	を紹介する。
C9-109	宮内大輔書状	一通	C4-110「松平民部太輔様御叙位書類」は忍藩世子時代の従四位下・民部
D3-1907	〔先祖并御奉公之品書上〕成田太郎	一冊	大輔(嘉永三年)・侍従(同年)叙任に関する官旨・口宣案などの原本である。
S1-85	因州侯より書翰	二六点	茂政は廃嫡を経て、文久三年に岡山藩への養子入りにあたり改めて従四位下・
S1-90	〔因幡鳥取藩・備前岡山藩往復書状類〕	五四点	侍従に叙任される形をとっている。忍藩時代の叙任文書原本を手元にとどめ、
S6-193	〔松平九郎麿様御養子貴請一件留〕	一冊	水戸藩・岡山藩へ持ち込んだことが明らかとなる興味深い史料である。
S6-683	帷中秘簿(茂政公御隠退一件)	一冊	C3-72~82は昭休の池田家への養子入りに関する包紙一括文書である。
S6-728-(2)	〔忍藩漫録〕	一冊	C3-78が幕府指令の原本であるほか、幕府への何など養子入りに関する手続
S6-728-(3)	水戸藩漫録	一冊	の様子をよく伝える史料である。さらにこの一括には岡山藩で御手元文書の
和書P3-15	忍家軍法規則	一冊	作成を担当していた御書方が編纂した書留も含まれており、さらにそこから
和書P3-16	忍家軍法規則	一冊	御留方により一件留であるC5-2520が編纂されたことがわかるなど、藩政史
和書P3-17	忍家備立図	一冊	料の形成過程をも伺うことが可能。
和書P8-12	言霊のしるべ 上編	一冊	また、C8-355、C8-357、C8-358、C8-363、C9-109、S1-85、S1-90には昨年度
和書P21-35	忍家家臣住口書付	一冊	調査で明らかにしたように忍藩・水戸藩時代に昭休が発受した書状が含まれ
和書P21-49	嘉永七武州御防禦之図	一冊	ており、今回継続して原本の調査・撮影を行った。
和書P21-249	松平下総守家浅草御蔵火消被仰付候節之書	一冊	さらに、マイクロフィルム化事業の対象外である「和書」区分中の忍藩関
和書P28-133	松平下総守忠国家記	一冊	係和書などについても検討を行い、「源之忠矩」の蔵書印を持つP8-12・

815)をはじめ、忍藩時代に収集した蔵書と考えられるものを複数確認した。このほか、岡山藩養子入り以降に茂政の側近となり動静記録や書状留の作成に関わったと思われる岡山藩土成田元美についても検討を行った。

〔林原美術館所蔵池田家資料の調査・撮影〕

林原美術館における閲覧資料は左の通りである。

- 書跡23 書状(松平備前守・余志丸宛) 徳川慶喜 一点
  - 書跡24 茂政公御筆 三点
  - 書跡25 茂政公御筆 尚徳館記小夜話 弘道館記 三冊
  - 書跡26 茂政公御筆 仁山公 御筆三冊 三冊
  - 書跡26 小夜乃話 弘道館記并述義二冊 尚徳館記 五冊・挟込二点
  - 文房具1 輝政公御筆・茂政公御筆 二点
  - 文房具2 農夫人形 一点
  - 文房具3 茂政公印 一点
  - 文房具4 印 白文 従三位池田茂政章 一点
  - 文房具5 茂政公印 三種 一点
  - 文房具6 三點
- 熟覧の上、重要なものを析出し撮影した。撮影画像は林原美術館の許可を得てH-CAT Plusにて閲覧室限定公開している。
- 林原美術館所蔵池田家資料は、近代に池田家に受け継がれた旧岡山藩関係資料のうち、主に諸什器と近代家政関係資料が戦後に寄贈されて形成された資料群である。文書類がのちに岡山大学附属図書館池田家文庫に編入され、現在はいわゆる「モノ資料」を中心とするコレクションとなっている(浅利尚民「諸什器取調表 解題・旧岡山藩関係資料・調度品の近代における変遷とその復元」『林原美術館紀要・年報』二号、二〇〇八年)。かつて茂政の手に存在した器物・文書類は死後一括して池田家に編入され、その後形態の違いにより二つの資料群に分割されたが、藩主個人に附属する「資料」として両者は本来一体であった。今回はその観点から林原美術館所蔵池田家資料のうち、茂政に関係すると思われるものを調査した。以下、注目すべき資料を紹介する。
- まず、今回閲覧した茂政手写と伝わる和書には池田家文庫の和書と共通す

る印面の蔵書印も確認され、両者がもともと一体の茂政手元コレクションであった可能性が高まった。

また、書跡26の二幅の軸のうち茂政自筆と伝わる書、および文房具8の茂政印三種のうち一つに「敵菜館」の印を確認した(両者の印影は異なる)。この号は『松平昭休往復書翰留』原本罫紙の版心に記されたものと同じである。書籍29の書は「従三位池田印」を併い、文房具8の三種には「正二位池田」印が含まれる。茂政の従三位叙位は明治二年、正二位叙位は明治五年であることから、『松平昭休往復書翰留』作成時期の解明につながる貴重な検討材料となる。

以上、閲覧・撮影にあたっては岡山大学附属図書館学術情報サービス課の久磨由美子氏をはじめ調査相談グループの皆様、林原美術館の橋本龍氏・槌田祐枝氏に多大なるご協力を賜った。東野将伸氏をはじめ拠点一般共同研究メンバーには調査にご参加いただき、池田家や茂政に関する知見をご提供いただいた。また、現地での研究会の参加者の皆様、特にコメントを賜った定兼学氏には貴重なアドバイスを頂いた。紙面を借り、御礼申し上げます。(箱石大・菊地智博)

30 高知県立図書館所蔵『土佐国蠹簡集』『蠹簡集拾遺』の調査撮影

二〇二四年一二月、オーテピア高知図書館において、高知県史編さん室と共同で標記史料の調査撮影を行った。両史料ともに高知県立図書館所蔵の森家旧蔵史料のうちであり、『高知県史』古代中世資料編(一九七七年)の底本・対校本として採用されている。調査撮影に当たっては、高知県立図書館の渡邊哲哉氏のご高配を仰いだ。記して謝意を表するところである。

(井上聡)

31 福岡県北九州市所在幕末維新期史料の調査

二〇二四年一二月二日から二四日にかけて、福岡県の北九州市立いのち

のたび博物館に赴き、同館所蔵の旧小倉図書館所蔵小笠原文書に含まれる幕末維新期史料の調査を行った。本調査に当たっては、いのちのたび博物館の守友隆氏から特段のご高配を賜ったほか、同館の日比野利信氏にも大変にお世話いただいた。この場を借りて厚く御礼申し上げる。目録としては、守友氏からご提供いただいたデータを参照した。以下の史料に付した番号は、二〇二四年時点の同目録における番号である。

なお、本文書群については、一九八二年二月に、小野正雄氏代表科研(一般研究C)「幕藩制国家の解体と長州戦争」にて、北九州市立中央図書館で調査を実施しており、本所所報第一八号(一九八三年)にその報告が掲載されている。今回の出張は、この成果を踏まえて行ったものである。閲覧した主な史料は左記の通りである。

一 文化五辰年日記 竪二冊

江戸藩邸で記録された日記。表紙は白紙。現在は二分冊されている。冒頭数丁に主要な事件の目次があり、その後日記本文に入る。記録した「月番」の小笠原伸・上野専左衛門ほかは『武鑑』には用人として名が見える。記録内容は一般的な藩邸日記と大差ないが、『小倉追書』(後述)が到着した日にはその内容を引用して記載することがある。主要な事件としては、前年に藩主小笠原忠固が文化朝鮮通信使の応接にあたる正使を命じられたことを受け、正月二六日以降家老小笠原常刀以下が「対州御供」を命じられたことなどがある。

文化五辰年正月元日晴 月番小笠原伸

一、殿様益御機嫌能被遊〔…〕被為 召御玄関通御登

城御家老中老御容認下座職江罷出 御前例之通両御丸江御太刀馬代被献上  
御時服二御拝領〔…〕

正月十五日〔…〕

一、小倉旧臘廿七日出歳末飛脚到着都而御静謐之旨申来ル

(小書)一

十二月廿七日

一、右養家之姪葉山茂左衛門倅直之丞妻縁組被致段御内意伺之義被相頼候旨申来候 大羽内蔵助〔…〕

〔…〕  
正月廿六日

一、対州御供触有之、左之通、

一、 小笠原常刀

一、 上野専左衛門

一、 富永直右衛門

一、 生駒忠兵衛

〔…〕  
ほか、療養中の大殿様(先代藩主小笠原忠苗)の死去(二月一日、表面御届二〇日)に関する記事がある。

二 文化九壬年申御在府日記 從正月至八月 竪一冊

一と同じ性格と思われる江戸藩邸で記録された日記。表紙には「御用」〔…〕とある。同じく冒頭数丁に目次が記されるが、こちらは正月分のみである。若殿様(忠固長男忠徴)と加賀藩主斉広長女直姫の縁組に関する記事が目につく。

三 嘉永五子同六丑年安政元寅年迄 江戸書抜 日記見出 竪一冊

竪三冊合綴。各年の江戸藩邸日記の見出を年ごとに部別に整理したもの。表紙の記述と異なり、実際には安政二年までの四年分が収録されている。うち嘉永六年・安政元年の二年分は元の簿冊を解体し部類ごとにまとめなおされている。表紙に(朱書)「明治二十二年二月整理同三十四年十月重而整理」とあり近代に入ってから手が加えられたことが伺える。

記載項目は各年概ね下記の通りである。

・御公辺・御成・御届向・將軍の動向に関する記事

・慶事

・賞・家督・遺跡…江戸屋敷の家臣の役職任免など。

- ・御献上
- ・席触・同席中の大名への触の留か。
- ・老事
- ・火災

・雑・雇勤・退役・往返・屋敷の奉公人・女中の任免や、藩主に関する雑件。  
屋敷詰の藩士の一覧あり。往返は国元との藩士の移動記録、一覧あり。

- ・御法事・御代番・自他御物忌
- ・忌・差控・異変・裁許
- ・御助力・御用御頼・合力・御立入・他家との関わる事項について。海防関係もこちらに記述される。
- ・御帰城・御参勤・御両殿・参勤等の御供について記載あり。

#### 四 江戸嘉永七甲寅日記 豎一冊

一・二と同様の性格と思われる江戸藩邸日記。ただし目次は見えない。冊子の地に「嘉永七寅年 御在府日記」と記されている。前二冊と異なり月番の名は記されていないが、月ごとに筆跡が異なっている。

この年の主要な事件としては、松代藩とともに動員されたペリー再来航に伴う横浜本牧警衛（二月二日～三月一四日）がある。幕府からの令達や行列順等の具体詳細な事項は九「副本嘉永七年甲寅正月ヨリ三月ニ至ル横濱日記」・八二「浦賀表異国人應接之節御固一件別記」などにまとまっているが、正月十五日の仰渡以降、御用掛などの任命事項については本史料に詳しい。

この年藩内では西洋砲術が奨励され、江戸においては主に市ヶ谷の藩邸が稽古の拠点となっていた。年末には砲術出精として藩士らが御賞に預かっているが、その記事に門田又左衛門・一郎（栄）の父子の名が度々見える。この二名は下曾根信敦から西洋砲術を学んだ久留米藩士淡河次郎左衛門の門下で、嘉永六年末に家老嶋村志津摩により抱えられたことで知られている（『小倉藩年表稿第一』）。また、幕府への報告のため国元における西洋流大筒の製造数が伝えられ、本日記に留められている。

（十二月七日）

十二月七日 晴

〔…〕

一、左之通大砲小倉表ニおみて御鑄立ニ相成候之段申来候付御届方之儀御留守居へ及沙汰、

覚

一、西洋流三貫目石火矢筒 壹挺

但二月廿六日御鑄立

一、同六貫目空丸 壹挺

但六月七日同断

一、同壹貫五百目石火矢筒 壹挺

一、同百五拾目石火矢筒 壹挺

但七月十七日右同断

一、同三貫目同 壹挺

但九月廿三日同断

一、同壹貫五百目同 式挺

但十一月八日同断

右之通都合七挺御鑄立ニ相成申候、以上

寅十一月

#### 五 嘉永七年 小倉追書控 寅正月 豎六冊

『追書控』のシリーズは、国元家老から江戸家老へ宛てられた「追書」という定例の報告書を写し留めたもの。およそ十日に一度の割で送られ、前回の「追書」以降の主要事項を、概ね藩邸日記と同様の形式で記載する。本文に続けて「追啓」として国元家老から江戸家老への書状が収録されていることが多い。

本史料に収録されているのは嘉永七年正月四日以降小倉仕出の「追書」である。現在は二か月分ごと六分冊されているが、もともとは一冊に綴じられていたと思われる。なお、表紙には後年のものと考えられる「安政元年分」「五番長持人印（小笠原家別邸之印）」の付箋がみられる。

内容は藩政に関する通例の伝達が主であるが、例えば次のように、長崎に

おいて聞役が入手した他藩情報なども江戸まで伝達されており興味深い。

(二月十六日仕出追書)

追啓

一、筑前開役・薩摩御用達分別紙御廻状為知来候由、右写二通大池丹吾差出候付別差遣申候、以御序宜被入 御覽候、以上、

二月十五日

織衛

内膳

舎人

志津摩様

四郎左衛門様

(…)

薩摩御用達

以廻状致啓上候、然琉球国之内那覇江去年十月十六日異国船三艘渡来一件二付別紙御書札御届申上候付今日私相勤申候、此段為御知為可得乍略儀字以一紙如斯御座候、以上、

正月十九日

服部永五郎

類役中宛

琉球国之内那覇江当(嘉永六年)十月六日異国船三艘来着卸碇候付役々罷越候処、異国人式人橋船より致上陸候二付、本国・来着之次第相心得候処、三艘共亜米利幹船二而、壹艘者以前分琉球江滞船八月廿九日出帆、無人嶋江罷渡候船二而、外式艘之内壹艘者人数式百人、壹艘六拾人乗組二而、九月廿六日広東省之内香港出帆来着致し候、尤式百人乗組之船者琉球江滞船、六拾人乗組之船者石炭積来候付卸次第、無人嶋分致渡来候船一緒二中国之様可致出帆段、手招を以漸相通、則分逗留喚人互二取会間々致歩行、何茂異変之儀無之候得共、取締向尚又厳重申付置候、左候間、右式艘之船致出帆答二付而者最前卸置候重人并唐人共儀者惣而列返候様可取斗旨、従琉球飛船を以申越候、

十二月廿八日

言及される三隻のアメリカ船とは、ペリー艦隊から分遣され小笠原諸島母島へ派遣されていたUSSプリマス他にあたる。この来航情報と文章が類似する報告が薩摩藩から長崎奉行へ嘉永六年十一月二十八日に届けられている(『鹿児島県史料 斉彬公史料 第一巻』四九一号「那覇碇泊米艦動静届書」)ほか、幕府へも同十二月二十八日付で届けられている(同三一一号「琉球那覇へ十月六日異国船三艘着来ノ向届」)。

本件のほかにもいくつかの異国船情報が記載されており、例えば嘉永七年十一月の薩摩山川浦への異国船渡来について聞役経由の情報が伝達されているほか、十二月の佐賀藩領内への朝鮮船渡来に際しても佐賀藩家老から小倉藩家老へ書状で報知された内容が写され、江戸へ伝達されている。ほかに興味深いトピックとしては、小倉城下における安政南海地震と思われる地震の被害情報などが挙げられる。

六 嘉永七年寅正月廿二月迄十二月安政ト改元 日記 豎一冊

(貼紙)「大阪留守居印(小笠原家別邸之印)」 中役所

嘉永七年

寅正月元日晴

一 例年之通於

御殿年頭御祝詞申上之

一 川御座船御乗初御祝儀相整候段、中村平三郎分届出

一 明二日、例年之通御御土蔵御蔵開二付、左之面々江案内手紙仕出

高木五兵衛 高池栄次郎

八木忠兵衛 大津屋伊兵衛

一 明二日、生蠟為蔵開左、之面々江案内手紙仕出

平野屋作兵衛 豊後屋彦兵衛

但右一所二御蔵開相整候

一年頭為御祝詞、御銀主中一統入来、饗応有之

正月二日曇

一 例年之通御土蔵御蔵開御祝儀、於御役宅首尾能相整、却而御先方中役小屋

二而饗応有之

一左之面々出府被 仰付、小倉旧臘十五日乗船、海上無異儀、同晦日有着坂、昨朔日登船可

致筈之處、登船無之、無據滞坂、今日此許致登船候、

富永清七郎

赤沢越之助

■川早之助

ノ

正月三日晴昼前分折々雨

同 四日小雨

一三沢十太右衛門年頭廻礼被罷越候、尤先例之通年頭為御祝儀町両御奉行・御船奉行江青銅

耆貫文ツ、自分差出、供連如例

正月五日曇昼頃分雨

一三沢十太右衛門年頭廻礼昨日残り之分今日罷越

同 六日曇節分

一節分二付

御殿江大豆打、中村平三郎相勤之

正月七日晴

同 八日曇

一江戸旧臘晦日寅刻出、歳暮御祝儀御飛脚到来

一小倉旧臘廿四日出幸便御状箱、今酉刻到来

同 九日晴

一小倉旧臘晦日卯刻出歳暮御祝儀御手飛脚到来

同 十日晴

一例年御銀主四家五家主従江来ル十九日御節飯被下置候處、当年分格別之儀

二付、高木五兵衛・平野屋作兵衛江者別日、来ル十四日御節飯被下置候二

付、右案内手紙今日夫々仕出

(中略)

同 十二日 曇昼分雨

一直之進様御家来久永小十郎并御先手組老人、此表御用方相濟候二付、為掃倉今日此許致乘船候、

(中略)

正月廿日雨

(中略)

一江戸御家老中分左之通被仰下候、

一正月十五日海岸御掛り松平和泉守様分御留守居御呼出二付罷出候處、左之通御達書付耆通被成御渡候

一同十六日右御同所様分御留守居御呼出し二付罷出候處、猶又左之通御達し書付耆通被成

御渡二付、写式通為心得、嶋 志津摩殿・小 四郎左衛門殿分被仰下

浦賀表江渡来之巫墨利加船応接も有之候、上陸之場所等警衛被

仰付候間、家来差出相固候様可致候、尤場所之儀者追而可被達候

正月十五日

浦賀表江渡来之巫墨利加船応接も有之候、上陸之場所警衛之儀相達候處、

応接場所二寄候而者、其許分人数差出候二不及儀二茂可相成哉二付、

今一応相達候迄者、先又用意見合置候様可致事

正月十六日

正月廿二日

一於小倉表左之通御席触有之候二付、此許御役人中江も通達有之候様、御留守居分中目付江

御差図有之

但、此許御組中江も夫々相達

覚

一丑十二月廿七日小 内膳殿被 仰渡、大目付市岡武右衛門御席触有

之 一此度從

公義質素儉約之儀被

仰出候二付、当丑年分来ル巳年迄五ヶ年之間此上儉約被

仰出候、依而右御年限中於江戸表

御城并諸向江之御使者平日被 召連候御供廻り之向共、着服■木綿取  
交着用不苦  
候事

一右御年限中

御参観御往来御供并平日旅行共、惣而綿福相用可申候事

但、書院番以上割羽織之事

一野袴綿込者、■木綿取交、有合相用候儀、不苦候事

寅正月

右之通被 仰出候間、御趣可被 相弁候、以上

寅正月廿二日 三沢十太右衛門

(中略)

正月廿六日晴

一江戸表嶋 志津摩殿分左之通御知らせ被仰下候

一拙者義去ル十三日被為

召、在府中格別致心遣、出精相勤候付、大■御敷斗目拝領被 仰付、

難有次第奉存候

一拙者義去ル十三日被為

召、此度御勝手方引受被

仰付候、小笠原内膳申合可相勤旨被 仰出之、難有次第奉存候、此段

為御知如斯御座

候、恐惶謹言

正月廿二日 嶋村志津摩

三沢十太右衛門様

一拙者義去ル十五日被為

召、此度浦賀表御警衛場所出張被 仰付候段、被 仰出之、難有次第

奉存候、此段為

御知如斯御座候、恐惶謹言

正月廿二日 嶋村志津摩

三沢十太右衛門様

一三沢十太右衛門妻今朝出産、男子出生いたし候二付、届書則滞坂柏木五郎

江左之通相認メ

差出

口上覚

私妻今朝出産、男子出生仕候、依之御定式之血忌引籠罷在候、此段御

届申上候、以上

正月廿六日 三沢十太右衛門

柏木五郎殿

(中略)

二月一日曇初午

一三沢十太右衛門血忌引籠中二付、当日御礼請無之

(後略)

途中、正月十四日の、銀主饗応記事では、列挙された人名の右肩に朱書き

で「出席」や「御酒方」等立場を追記したり、途中で退席した人について触

れていたりする部分がある。このほか、江戸家老や国元から送られてきた書

状類を留めている。

三月十六日条に貼紙で「嘉永七寅年 安政元改元 大坂日記」とあるが、

理由は不明。九月十八日付には、原史料が反故紙を使った封筒入の形で挟み

込まれている。

七 嘉永七寅年二月七日 案文 亜墨利加人江御応接御固二付武州久良岐郡

太田村宿陣中江戸小倉江之 豎一冊

表紙に「明治三十四年十月整理」とあり、明治二十二年の整理からは漏れ

ていた模様。小野科研の報告にあるように、陣中の嶋村志津摩から江戸の小

宮四郎左衛門や国元家老衆らに宛てて出された書状の留。

二筆致啓上候

殿様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、

上々様愈御安泰被成御座、乍憚目出度存候、将又貴様愈御堅固被成御勤珍重

存候、拙者別紙之趣為可得御意、急飛脚ヲ以只今爰許差立帰府、如斯御座候、

恐惶謹言、

正月八日

志津摩

四郎左衛門様

追啓

此度之自■以徳御意候處、其儀無御座候右、いつれ之便ニ委細可申進与存候、以上」

といた書状全体を留めたもののほか、

「本書例之通

二月十一日 御月判

追啓

：

という形で追啓のみを留めたものもある。基本的には、追書扣や江戸案文と  
いった文書群と似た性格と考えられる。

一〇 嘉永七年 寅日記 年号安政与改元十一月仰出之 藤江奥右衛門役所

竪一冊

貼紙「京阪留守居日記 安政元年④（小笠原家別邸之印）」

正月十二日条には、

「(前略)

一嶋 志津摩殿分左之通被仰越候

御本紙例文略之

追而申入候

小 長門守様御領所三州幡豆郡中嶋村助右衛門と申者：(後略)」

とあって、江戸案文や小倉追書扣のように、本紙が別にあった模様。

二ヶ月の各月の一日付にこよりを結び、利用の便宜が図られている。

一四一〜三 安政二年卯小倉追書 竪三冊

現状での分冊は後の整理段階で綴じ直されている(三分冊)。3の末尾は汚  
損など、状態が悪い現状。

一四一 安政二年卯小倉追書(一) 竪一冊

(外表紙)

(朱書、後筆)

「明治二十年二月整理重

明治三十四年十月

整理

卯

安政二辰小倉追書

(貼紙) (朱印)

「五番長持人印」

朱印の印文は「小笠原家別邸之印」。

(内表紙)

」

安政二卯年正月ヨリ

小倉追書控

(1丁才)

「卯正月四日仕出追書

同十九日着

(2丁才)

「旧臘晦日、中老・番頭其外例之諸士致登城、歳末御祝詞申上候

一爰許者幕都而御用向無御差支相濟、御家中并町・在々迄何之相替儀無御

座静謐之段、筋々今申出候

一一昨朔日御家中

御目見以上之面々致登

城、年頃御祝詞申上候

一此表年始之御規式、如御嘉例追々相濟申候

右之通以御序宜被達

御聴候、以上

正月三日

原 熊之助

小笠原欽次郎

嶋村 志津摩

小宮四郎左衛門様

小笠原 織衛

本状は正月十四日仕出、二月一日着。

「一筆致啓上候

殿様兼御機嫌能被成御座、奉恐悅候

若殿様奉始

上々様愈御安泰被成御座、乍憚目出度奉伺候、其表三ヶ所御屋鋪何之相替儀無御座、一統御静謐、將又貴様愈御堅固可被成御勤珍重存候、就者拙者儀當月六日小倉乗船、海上無異儀昨十五日着坂、今十六日夕伏見<sup>江</sup>登船、明十七日今東海道十二泊り致旅行目積り之通御座候得者、當月廿九日着府之筈<sup>者</sup>御座候、委細<sup>者</sup>無間も参着之上可得御意<sup>与</sup>存候、恐惶謹言

正月十六日

小笠原織衛

小宮四郎右衛門

二月十一日発の書状では異国船来航情報を報知。

「卯二月十一日仕出、同廿二日着之間便

追啓

一筑前御領志摩郡於呂嶋より十里斗沖合<sup>二</sup>當月六日異船老艘相見候段、御家老中<sup>分</sup>為御知、同九日眺相達、引續右船帆影不相見段為御知、今十一日相達、長府領矢玉浦<sup>分</sup>凡三里程沖<sup>江</sup>異船<sup>二</sup>而も可有之哉、怪船老艘相見、猶又本郷<sup>与</sup>申所<sup>分</sup>凡式里程沖<sup>合</sup>而網漁之者見請候段、御家老中<sup>分</sup>為知、一昨九日相達候付、右所<sup>所</sup>二而見請候船老艘哉御届之有無并右様子尋越候返答、昨十日之夜相達候、尤當御領遠見番之者油断致間鋪、浦々入念候様夫々即刻申達置候、此段御序を以宜被仰上候上、右之次第御留守居共<sup>江</sup>被仰聞、御届筋之儀宜御取計可被成候、則来状四通差進申候、以上

二月十一日

熊之助

欽次郎

志津摩

織衛様

四郎左衛門様

猶以長崎<sup>江</sup>之御届申遣、京・大坂御届之義先例取調子宜取計候様申越候、

此段為御承知得御意候、以上」  
三月十四日発。

「卯三月十四日仕出追書

三月七日

紅毛銀錢三榎大坂銅座御役所へ御差登<sup>二</sup>付、長崎會所役人伊藤長左衛門・中村庸之助差添、昨夜爰許泊、今日大里<sup>分</sup>下ノ関<sup>江</sup>無異義渡海相濟候段、筋々<sup>分</sup>届出之候

(中略)

右之通以御序宜被達

御聽候、以上

三月十三日

原熊之助

小笠原欽次郎

嶋村志津摩

小笠原織衛様

小宮四郎左衛門様

三月二十三日便では、長崎で十九日に奉行所より報知された英仏船来航情報を伝達している。

「卯三月廿三日仕出、西海道五日便、江向便四月三日着

追啓

一去ル十九日長崎御奉行所<sup>分</sup>御用達御呼出<sup>二</sup>付、須具正三罷出候處、荒尾石見守様御用人中<sup>分</sup>之状箱を相渡候<sup>二</sup>付、飛脚差上、昨廿二日爰元<sup>江</sup>相達候付、石見守様<sup>分</sup>之御達書老通相川伊兵衛差出候處、去ル十八日異国船老艘渡来<sup>二</sup>付、御糺御座候處、佛朗西国之船<sup>二</sup>而、類船有之趣、且又翌十九日異国船渡来<sup>二</sup>付、御糺御座候處、暎唎利国之船<sup>二</sup>而、類船之有無相分り不申候得共、何れも外疑敷儀相聞不申旨、右御書付此表御書方<sup>江</sup>其表御書方<sup>江</sup>為差廻候間、被遊御承知候上、先啓之通御挨拶之御書被進候御儀<sup>与</sup>奉存候、右之通以御序宜被達

御聴候上、御届筋之儀、前々之趣を以宜  
御取計可被成<sub>与</sub>存候、以上

三月廿三日

原 熊之助  
小笠原欽次郎  
嶋村 志津摩

小笠原織衛様  
小宮四郎左衛門様

尚以本文之段郡代・船奉行<sub>江</sub>申達候、堺<sub>口</sub>預藍島詰御馬廻<sub>江</sub>申渡候、以  
上

一石見守様御用人中<sub>今</sub>之別紙剪紙<sub>迄</sub>通差出候間、則差進申候、以上  
以切紙致啓上候、然<sub>者</sub>異国船渡来ニ付石見守<sub>今</sub>之奉書<sub>迄</sub>通差進申候、御  
落手可被成候、此段可得貴意旨右付如斯御座候、以上

山内徳右衛門

三月廿三日

中井 嘉久造

相川伊兵衛様

追啓

一薩摩・對馬・平戸御用達<sub>今</sub>異国船之義ニ付別紙廻状を以為知来候由、右  
写四通相川伊兵衛差出候付、則差進申候、御序宜被  
入

御覽候、以上

三月廿四日

原 熊之助  
小笠原欽次郎  
嶋村 志津摩

小笠原織衛様  
小宮四郎左衛門様

なお九州島嶼部・琉球への異国船来航情報は、長崎奉行所／諸家聞役（「類  
役中」）を介して九州諸藩で共有されており、その中に小倉藩も組み込まれ  
ている。例えば対馬藩なら、長崎「御用達」の芝山平三郎より、情報の共有  
がなされている。つぎは薩摩藩家中よりの琉球情報。

「以廻状致啓上候、然<sub>者</sub>琉球国異国船渡来ニ付、別紙之通荒尾石見守様・永  
井岩之丞様<sub>江</sub>国元家老中<sub>今</sub>御届仕候ニ付、今日私相勤申候、此以為御知為  
可得貴意<sub>与</sub>略義一紙を以如斯御座候、以上  
三月十四日 服部永五郎

一五 安政二卯年御在府案文 豎三冊

一五一一 安政二卯年御在府案文（一） 豎一冊

江戸発国許宛の書状控である。分冊されている。

（外表紙）

御在府

安政二卯年案文

（朱書）

『明治二十二年整理<sub>猶重</sub>』

明治三十四年整理

（内表紙）

「安政二年

御在府案文

乙卯正月<sub>今</sub>」

なお「安政元年分不足 嘉永ノ末ヲ調フルモアラス」と記された紙片あり。

・二月十日条

「御小人目付春日井忠次郎儀、此度御立入被仰付、御目録金式百疋被下置候、  
宜取計旨御留守居<sub>江</sub>申渡候

但御小人目付鈴木金右衛門跡」

幕府小人目付の「御立入」用命の記事。同三月には大坂東町奉行与力磯矢頼  
母を御館入に任命している。

・三月五日条

「一今日

殿様御用召之處

御不例ニ付為

御名代小加賀守様御登城之上 御判物被遊

御頂戴候、右二付

御目見以上之面々、平服麻上下着用惣出仕

殿様 若殿様江右御祝詞申上候、於其表も

前々之趣ヲ以宜御取計可被成候

一 御判物御頂戴相濟候上、海禪寺

六御靈所

覺心院様江 御代拝 中老

横川清左衛門

御判物小倉表被差立候付、守護被 仰付候、来ル十三日御出立二付可

相心得候一

三月七日条(本文略)、支藩安志での家中騒動について伝える内容。

「追啓

一 安志表、先年分御家中両端二相別レ不居合之処分御騒動二相成、右二付

御附人御附被進上候向者居り合候得共、此度藤三郎御引渡二相成候付而者

兎角不居合二付、小笠原次郎兵衛并御用人御改革掛木部新左衛門、當正

月致出府候間、趣意合委細承り候処、中々一通り二而者居り合不申、其

上纒之御人数二付其俣被差置候而者、藤三郎方之者は御遣口二不相成、

警出役致し候而も下方一統差図を受不申、自然与御不為二相成候付、是

非一ト通善者善悪之御尋も無之候而者、御家中一統熟和不致、其上信濃守様

江跡形も無之事議奏致し候事共数多有之趣、信濃守様委細御咄被遊、漸

此御御夢も覚、是非共御手数二者相成可申候得共、取調子呉候様御沙汰、

并次郎兵衛分も御咄之軽重者兎も角も、一ト通ハ取調子方願出、尤之義

付、青木長七始別儀申進候通、立帰被

仰付候、尚委細之義者不遠内四郎左衛門義罷帰御咄可申候、此段為御承

知申進候、以上

三月七日 兩人

小倉

「御三人様」

・六月三日条、織衛書翰にて、安志藩につき統報している。

「御追書致拜見候、安志御家中之内心得違之者青木庄七罷越、趣意相尋候内、

右心得違之者共之内、御領中立退候付、信濃守様より大坂町奉行所江御届

二相成候付

此方様二而者御届方取計候段、三澤十太左衛門申越候、然ル處、御届者御聞

込迄二申上置候ハ、跡々之處御都合可宜思召候二付、此表二而者

此方様御面御筋二不相成様致差図、可相成者乍此上御手安二相濟候様被成

度段、委細御認後、猶又安志表先月七日仕出之飛脚相達候付、右来状寫二

通被差越、信濃守様二而者御届先見合候様申越二相成候位之義二付

此方様二而者尚更御届等無之、御手輕二相濟候様勘考、宜可取計旨被仰越、

逐一致承知候、尤此表も御同案二而、其御御留守居共江申聞御用御頼先江極

内々手心相伺候處、先御届無之立退候者共弥不罷帰哉否、其模様二寄御届

有之方可宜趣二付、先月九日大坂表江間便差立、右之趣申遣落着不相成内

此方様分御届有之候而者御不手際二付、可相成者表向之御届無之、先御聞込

之道理二致置候方、先々御都合可宜候間、勘考宜取計候旨をも申遣候之處、

先月十五日三澤十太左衛門町御奉行佐々木信濃守様御役所江罷出、別紙之

通口上二而申入候處、無異儀御聞込相成候、依之最前差出置候御届書御内々

二而御返却被下度段、御取次を以申入候處、無子細御下ケ相成候旨、同人

分申越候、尤其表江申越候義与存候、右二付於此表も先月廿日阿部伊勢守

様御勝手江二木栄輔罷出、御用人堀口助左衛門面會、別紙之通呈書差出候

處、御落手相濟候、且信濃守様二而も大坂此表共御同様御聞置迄之御都合

相成候、此段為御承知御報勞如斯御座候、以上

六月三日 織衛

志津摩様

四郎左衛門様

欽次郎様

熊之助様

「表紙」

一七一—一六 安政三辰年江戸案文 暨六冊

(表紙)

「安政三辰年

江戸案文

(貼紙)

「四番長持入

(朱書)

『印』

『明治二十二年二月整理重テ

二十四年十月整理

』

(内表紙)

「安政三辰年

御在府案文

御留守

正月ヨリ

続いて冒頭に記される「安政三丙辰年 御在府案文 正月より」が、この冊の当時の名称か。以下、六分冊されている。

一八 安政三年丙辰日記 竪二冊

一八一 安政三年丙辰日記(一) 竪一冊

(表紙)

「安政三年

丙辰日記

(押紙抹消) (朱印)

「京都留守居ノ分印」

京都留守居藤江奥右衛門の記録として始まっている。

「江戸旧臘十九日出御用状伏見の相達

(中略)

右者

若殿様舊臘十六日被為

召御叙爵被為蒙

仰之

御名伊豫守様御改被遊候付御仕掛

四月、京都留守居藤江は在所へ帰国、後任任命まで大坂蔵屋敷から三沢十太

左衛門が当分兼帯とされている。

四月十日、京都町奉行御館入与力草間列五郎を御用頼に任じている。

「一當所町奉行御組与力草間列五郎義、此方様舊来之御由緒有之、御館入之義兼而相願居候処、此度御用頼被仰付候付、左之通奉札仕出候事

以手紙致啓達候、然者御手前様御義、以来用向御頼被申度段、拙者今宜得御意旨、左江申付越候二付、如此御座候、以上

四月十日

×

一八一 安政三年丙辰日記(二) 竪一冊

・七月十八日条

「江戸の到来之来状写左之通 大坂の相廻り候事

一筆令啓上候

殿様御不例、不被遊

御勝、御太切之

御容躰被成御座、奉恐入候、右二付別紙

御届書式通相廻候二付、写差廻申候、此段為可申入如斯候、恐々謹言

三浦十太左衛門

七月十七日

三浦作太郎様

×

追而申入候

殿様御病氣御差支之段、達

上聞、為御尋去ル十一日

上使松平新九郎様ヲ以御懇之被為蒙

上意候段、御家老中今被仰付候二付、此段為御心得申入候、以上

七月十七日

三浦

×

御容鉢御届書写

口上覚

私儀、先達<sup>而</sup>今迄々御届申上候通、兼々痲症其外疝積<sup>而</sup>難洪仕候故、

御医師多紀：(中略)

七月九日 小笠原左京大夫

口上覚

同上覚

同氏左京大夫病氣段々差重、及大切申候、此段申上置候、以上

七月十日

小笠原伊豫守

一筆令啓上候

殿様御病氣段々御差重被成御座、去ル十二日卯申刻、不被為叶御養生被遊御逝去、絶言語奉恐入候、苦々敷御時□ニ御座候、右ニ付其表御届筋之義并御屋敷内鳴物・音曲停止、其許始詰合之面々月代日数、別紙之通前々之趣を以宜之取斗、且又被遊

御逝去之御届書写迄通為御心得差廻候、右之趣江戸御家老中分被仰下候付、此段為可申入如此候、恐々謹言

三澤

七月十七日

三浦

続いて訃報・服忌告知のため使者が立てられている。九条左大臣・仁和寺宮・西本願寺門跡・興正寺門跡・広橋前大納言・飛鳥井前大納言・裏松宰相・同左兵衛佐が対象。

一九一一 安政三辰年日記(一) 大阪御留守居 竪一冊

小口と表紙・裏表紙の状態から、一九一一と一九一二は元々一つの冊子であったと見られる。

表紙は「安政三辰年 日記 大坂御留守居方」。大坂留守居役による日記。安政三年正月元日〜六月晦日。若殿様関係記事(伊予守叙爵・小倉「初入」・松平土佐守伯母於綱様との縁組・再出府)多し、長崎赴任途中の目付岡部駿

河守の着坂・挨拶(三月十五日)・大坂出発(三月十九日)、若殿様の江戸(四月二十一日)出発)から小倉へ(五月二十六日着)の途中大坂立ち寄り(五月七日着坂・十一日発)

(五月五日条)「一、若殿様御迎船小倉先月廿五日出帆、追々播州室江御着船之旨大船頭小川七左衛門・入江源七今日届書」↓のち播州室ではなく大坂安治川からの乗船に変更(五月六日)

一九一二 安政三辰年日記(二) 大阪御留守居 竪一冊

一九一一の続き。安政三年七月朔日〜十二月晦日。藩主小笠原左京大夫逝去(七月十二日)・若殿家督相続(八月二十九日)・同小倉入り(十月二十五日着坂) 関係記事多し、赴任途中の長崎奉行荒尾石見守の着坂・挨拶(八月二十二日・二十三日)、帰府途中の長崎奉行川村对馬守の着坂・挨拶(十二月五日)

(十一月二十八日条)  
「一、小倉去ル廿日卯刻出御飛脚到来

一、長崎御奉行川村对馬守様為御帰府当月十八日小倉表江御着、大坂屋全助宅江被成御止宿、翌十九日湊口より長州赤間関江御渡海相濟候、御着坂之上前々之趣ヲ以宜取計旨、御家老中分被仰下候」

二〇一一 安政三丙辰 御在府小倉追書(一) 竪一冊

小口と表紙・裏表紙の状態から、二〇一一から二〇一三は元々一つの冊子であったと見られる。

表紙の表題は「御在府 安政三丙辰小倉追書」。表紙に「明治二十二年二月整理重テ明治三十四年十月整理」と朱書あり、印はなし(表紙破損により失われた可能性もあり)。

「辰正月四日仕出追書」の正月三日付小笠原織衛・嶋村志津摩宛て原熊之助・小笠原監物・小宮四郎左衛門の書状に始まる。「辰四月廿九日仕出追書」まで。前述の小野正雄氏代表科研調査報告(本所所報第一八号、九一頁)によれば、小倉追書(控)は「在藩の家老・中老から、小倉での家臣の動静や達の公布などを、定期的に江戸家老へ報じた綴の一年分を江戸で控えたもの」。ただし、

嶋村志津摩が大坂から出したものもあり。日ごとに事項を簡条書きにした書状と、「追啓」で始まる連続の書状とがある。「本書」と「追書」から成つていたようである。下記記事を参照。  
「三月五日出、同廿日着  
本書尅通

志津摩

追啓

此度の飛脚相達候頃者不承願監物義着府之義と存候二付、本書・追書共致連名候、此段以御序宜被達

御聴候、以上

三月四日

熊之助  
四郎左衛門

織衛様

追啓

〔後略〕

二〇一二 安政三丙辰 御在府小倉追書(二) 竪一冊

二〇一一の続き。「辰五月七日仕出追書 同廿四日着」→「辰九月十七日仕出追書」。軍艦メデューサー号ほかオランダ船渡来に関する周辺諸藩や長崎奉行所とのやり取りあり。例えば、左記の記事。  
「七月十二日仕出、同廿四日着

本書如例

追啓

追啓

一、去ル八日、長崎御奉行所分相川清左衛門御呼出二付罷出候処、右同日異国船壹艘渡来二付御糺有之候処、阿蘭陀蒸氣船二而、昨年御詠品之儀

二付渡来いたし、跡船三艘有之候旨申立、外疑敷儀茂相聞不申候旨、川村对馬守様御直達之上、別紙御書付尅通被相渡候間、則写差進申候間、

被遊御承知候上、先格之通御挨拶之

御書被遣候御儀と奉存候、此段以御序宜被達

御聴候上、御屈筋之義前格之趣を以宜御取計可被成候、以上

七月十二日

四郎左衛門

監物様  
熊之助様

尚以、御達書御本書者重便御書方分爲差廻可申候、此段も御承知迄  
申進候、以上  
御達書写

今八日異国船壹艘渡来二付相糺候処、阿蘭陀国蒸氣船二而、昨年御詠品之儀二付渡来いたし、跡船商売船三艘有之候旨申立、外疑敷儀も相聞へ不申候、尤江戸江之注進ハ明日申上候、右之段御在所江御申越可  
有之候  
七月八日

二〇一三 安政三丙辰 御在府小倉追書(三) 竪一冊

二〇一二の続き。「丙辰九月十七日小倉仕出、同廿八日江戸着追書之写」→「辰十二月晦日仕出追書」。異国船来航に関する長崎奉行所・周辺諸藩とのやり取り収録。

二〇一一 安政三年辰日記(一) 竪一冊

表紙・裏表紙の状態から、二〇一一と二〇一二は元々一つの冊子であったと見られる。

表題は「正月ヨリ六月迄 安政三辰日記 忠嘉公御家督九月十五日 九月廿五日ヨリ御留守」。表紙に「明治二十二年二月整理猶重明治三十四年十月整理」と朱書あり、印はなし。安政三年正月朔日(詰合・小笠原織衛・嶋村志津摩)三月二十九日(最終日は記事なし)の江戸日記。

「一、阿部伊勢守様当時格別御懇意二付、御勝手江御留守居対話、此度若殿様小倉江之御暇被

仰出候様被成度二付、御願之趣御用番様江御内意御伺被成候御含二付而者、此方様思召茂御承知被成候上、御伺書御差出被成度旨申述之、差出候処、例之思召無御座候間、御都合次第御用番様江御差出被成候様被

御出、別紙者御返却被成候段、御留守引取申出之  
〔三月五日条〕

〔一、海防御掛り御月番牧備前守様江勝野兵馬罷出、御取次を以先月三日長崎表へ渡来之異国船壹艘、同六日彼沖出帆ニ付而之御届書差出候処、御落手被成候旨被仰出候段、引取申出之

二二二 安政三年辰日記(一) 竪一冊

二二二の続き。四月朔日〜六月晦日。

〔四月十六日条〕

〔一、阿部伊勢守様御留守居御呼出ニ付、二本柴輔罷出候之処、先達而差出置候左之御伺書御附札ニ而御用人武田小藤太を以被成御渡候旨、柴輔引取申出之候付、入御覽候

〔中略〕  
口上覚

〔附御〕今般同氏伊予守儀私在所江初而御暇被仰出候付、罷越候節京都江立寄、脇坂淡路守致対話、御機嫌為奉伺之度、被成御差図可被下候

四月十五日

殿様御名

御附札  
可為勝手次第

〔四月二十七日条〕

〔一、牧野備前守様御留守居御呼出ニ付、二本柴輔罷出候之処、左之御伺書御附札を以御用人佐野与左衛門を以御渡被成候之旨、柴輔引取申出之候

私領分豊前国小倉洋中非常之義有之、防禦之船共差出、又者島々浦々等江進退之義申遣候節、為用意ハツテイラ形之飛船壹艘別紙絵図面之通製造仕度奉存候、依之領海内者勿論近海等時々乗試不為仕候半而者、非常之節差支候儀ニ付、平日ニ而も大坂表江用向申遣候節右船差遣、兼々乗為習置申度奉存候、右者不苦候義ニ御座候哉、此段奉伺之候、御差図可被下候、以上

紙附御

三月廿六日

御名

御附紙

可為伺之通 尤出来之上浦触之義御勘定奉行可被談候  
覚

一、ハツテイラ形之船

〔後略〕

二二一〜二六 安政四巳年小倉追書(一)〜(六) 竪六冊

表紙・裏表紙の状態から、二二一〜二六は元々一つの冊子であったと見られる。

表題は「安政四巳年 小倉追書」。表紙に「小笠原家別邸之印」方形朱印、整理に関する記載、「五番長持人 共六冊」と書かれた付箋あり。表紙裏に「安政四巳年 小倉追書 扣」と書かれた付箋あり。「巳正月四日仕出追書」〜「巳十二月晦日仕出、午正月十六日着府追書写」。

二三 安政四巳年 江戸願届届控 竪一冊

二点の簿冊(①②)を合綴したもの。

①表題は「安政四巳歳ヨリ 願届届控 同六未歳迄」。表紙に「江戸」「五番長持人」記載の各付箋と「小笠原家別邸之印」方形朱印、明治二十二年二月・同三十四年十月整理についての朱書あり。安政四年正月七日〜安政七年正月十四日。江戸における藩士の諸書類写し、取次の者を記載。

②表題は「旧豊津藩記事目録」。表題は付箋(押紙)に記されており、修正前は「宮内省江御差出目録」。中身は「旧豊津藩記事目録」「旧豊津藩記事並別記目録」「旧豊津藩記事凡例」。

二四〜二五 安政五年江戸案文 從正月至十二月 竪五冊

表紙に朱書きで「明治二十二年整理 重テ明治三十四年十月整理」とある。もともと一冊だったものを五冊に分冊している。旧小野科研出張時には一冊とあり、その後に分冊か。

江戸の小宮四郎左衛門(途中から小笠原監物も加わる)から、国元の小笠

原織衛・嶋村志津摩・小笠原監物（途中から監物が抜ける）やその他家臣、また大坂の三沢十太左衛門宛の書状を綴る。一部付属の原史料（書付その他）を綴じこんでいる。また、国元家老へは「追啓」として書状を発給することが多く、時には追啓だけで七通（二月十八日）を数えることもある。

小宮在府時には「本書例之通」との文言がよく見られ、その後で記録された書状類の日付が前後して、「本書例之通」の直後や追啓を挟んだ後に、江戸日記のようなものが写されており、「本書」とは江戸日記の送付を意味する書状の定型文の可能性があるか。

例えば「十月四日仕出案文 本書例之通」というようなものもあり、「本書例之通」と江戸日記に挟まれる追啓には、時々

「先月四日被差立候飛脚同廿二日相達、同十日被差立候飛脚同廿五日相達、貴札致拜見、御紙面夫々入

御覽申候、以上

二月三日 四郎左衛門

のような文言が入る（毎回ではない）。

在府が監物一人に変わった後は、「本書例之通」が少なくなり、時々「本書附紙」として

「先月六日被差立候飛脚同廿一日相達、同八日被差立候差込幸便同廿七日相達、貴札致拜見、御紙面之趣夫々致承知候、以上

十二月三日 監物

というような文言があり、やはり本書は省略されている。

また、江戸日記を綴ったものには

「右之通為御承知申進候、勘定所江御差図之分宜御取計可被成候、以上」と書かれており、その点では小倉追書控の江戸屋敷版と見ることできるか。

また、四月十六日付小宮↓兩人（志津摩・織衛）の書状冒頭に「御追書致拜見候」とあり、「追書」という書状分類をしていたこともわかる。

## 二五―一六 安政五年小倉追書扣 從正月至十二月 竪六冊

表紙に朱書きで「明治二十二年二月整理、同三十四年重テ十月整理」とあり、四隅の丸い朱印「小笠原家別邸之印」も押される。もともと一冊だった

ものを六冊に分冊したもの。小野科研の報告にもある通り、「午正月四日仕出追書、同廿二日着」というように、発着の日付を記したのちにその期間の記事が載る。そして書状の最後にこれも小野科研報告の通り、「右之通以御序宜被達 御聴候、以上」とある。

国元家老から江戸の小宮四郎左衛門（後に小笠原監物も）に充てた書状が中心で、日記のようなものを記したのちに先述の文言で終えるもの、「追啓」一紙に冒頭の文言を記して次の紙から日記的なものの写が納められるもの、冒頭に「午正月十日小倉仕出、同廿五日着府」として「追啓」が一紙に記されるものもある。例えば正月二十六日に小倉を出る便（江戸には二月十六日着）については、日記の書き抜きの後に、「戊午正月廿五日出、二月十六日着府」と記されて「追啓」が八通取められ、それぞれの書止文言が「右之通以御序宜被達（平出）御聴候」となっている（但し、他の追啓書状ではそれぞれ異なる書止文言もある。具体的な事項に即して、「此段以御序被達（平出）御聴之上、御届筋之儀前々之通宜被成御取計候以上」（三月十四日）や「宜御取計可相成与存候、以上」（三月二十五日）のようなものも）

「正月廿日京都仕出之追書写」のように、京都（出したのは京都に出張中の大坂蔵屋敷の三沢十太左衛門）から出された書状の写も収められているが、例えばこの部分は正月十九日・二十日付の書状一点ずつで、共に「別啓」とあり、本来の書状もあつたはずだが、そちらは収録されていないという特徴がある。こちらの書状の書止文言は、小倉発と異なり定形の文言はない。（五月二十三日付は「一筆啓上」から始まる本書も追啓と共に収録）

この他、小笠原監物の江戸留守居就任（藩主婦国に備え）に伴う国元出立の書状（四月十七日付）も四月二十五日付追書、四月二十四日付追啓（追書書止文言あり）と共に収録されている。これは、結局十七日付も追書と共に二十五日国元発だったのか、こうしたものが追書として分類されるものだったのか判然としない。また、一部収録日付が前後している（四月二十五日国元発の後に同十四日国元発を収録）。

六月四日追書は藩主の江戸出立に伴い、藩主に随行している小宮一人宛（江戸の監物が宛先になっていない）のものがあり、六月四日付の小宮宛追書類について、本書の御旅中御機嫌伺を省略して追啓のみ記している。同日付の

追啓について、「六月四日出之間便同廿一日着」とあって、「間便」というものが存在することがわかるほか、この六月四日付では長崎奉行から長崎開役に渡された五月二十七日オランダ船渡来、五月三十日アメリカ船渡来に関わる達書の写を送る旨、それぞれ記されているが、これについて「猶以御達書之本書重便、此表江御書方其表御書方江為差廻可申候、以上」とあり、また八月八日付の書状では、長崎奉行からの達書に関して「猶以御達書之本書は重便、此表御書方より御旅中御書方江差廻させ可申候、去る五日異国船之義二付幸便差立候處、尚亦長崎よりの飛脚到来二付、日合前後致し候、此段為念申上せ候、以上」とある。「御書方」という役所が国元・藩主側であり、追書とは別ルートで書状を廻す経路もあったことが推測される。六月四日付に関しては、この追啓の直後に達書写も留めている。なお、藩主出立後の江戸宛については、藩主不在のため書止文言が「右之通為御承知申進候」と変わる（藩主在府時の江戸↓国元の文言に似る）。

このほか、「御旅中今之来状写」として、藩主に近侍する小宮四郎左衛門から江戸の監物への書状も留めている（二五―四）。その中に、小倉追書扣と江戸案文との関係を示すものとして、二四―三には、

「追啓

一昨十四日奥平大膳大夫様之御封書壹通、御直廻状添二而、酒 左衛門尉様今御順達有之候段、御留守居申出、御来書之俣差出、御在邑之御方様者、重役拜見之上申上候様与之廻状添二付、拙者拜見之上、猶又御封を掛ケ、御留守居江相渡、松平丹波守様江御廻達相済申候、右二付、御書付式通其外御廻状類写差遣申候、此段以御序宜被仰上被遊

御承知候上、奥平様江御挨拶之御使者御差立二相成候筈二付、重而御答可被下候、以上

七月十五日 監物

四郎左衛門様」

とあり、これに対して本史料（二五―四）には、

「御追書致拜見候、当月十四日奥平大膳大夫様より之御封書一通、御直廻状添二而、酒 左衛門尉様今御順達有之候段、御留守居申出、御封書之俣差出、御在邑之御方様者、重役拜見之上申上候様と之御廻状添二而、貴様拜見之上、

猶亦御封之掛ケ、御留守居江御渡、松 丹波守様江御廻達相済、右二付、御書付二通其外御廻状類写共被差越、被遊 御承知之上、奥平様江御挨拶之御使者御差立二相成筈二付、重而可及御答旨、御紙面之趣致承知、則相伺候処、右御挨拶之御使者御差立可相成旨被 仰出候間、宜御取計可被成候、以上、  
七月十九日 四郎左衛門  
監物様」

とあって、「追啓」を追書と呼称していることを確認できる。この他にも、「別啓」に対して「追書」と呼称して返信しているものもある（八月九日付に対する九月一日付）。

二六―一〇六 安政五年江戸日記從正月至十二月 豎六冊

表紙に朱書きで「明治二十二年二月整理、同三十四年十月重テ整理」とあり、もともと一冊だったものを六冊に分冊したのか。小野科研の出張報告では一冊とされていることから、その後分冊されたものと考えられる。六冊目の表紙に、「安政五年御在府／御留守日記 從七月至十二月」（御在府・御留守は割書）と記されるものの、六冊目は表紙をめくると十一月から始まっている。七月から始まるのは四冊目である。

二四との対応関係について見ると、例えば二四で  
「二月十九日  
金三百疋

別段同百疋 松島馬之助

御在府中出精相動候段、達

御聴、依之御目録之通被下置候、且又旧記書継出精二付、別段御目録之通被下置候

：（中略）

一進安宅義、来未年迄其俣番医師御雇勤被 仰付候、依之当意銀拾枚三人扶持、是迄之通可被下置候旨申渡候

二月廿日

一内藤龍五郎義病氣二付致隠居、願之通悴作十郎江家督無相違、御用向之義是迄之通申付候、此段京都表江可申越旨御小納戸申渡候」

とあるのに対して、  
本史料では、

「二月十九日 兩

…(藩主動靜略) …

金三百疋 大目付出席

別段同百疋 松島馬之助

其方義

御在府中出精被相勤候段、達

御聽、依之御目錄之通被下置候、且又旧記書繼出精二付、別段御目錄之通

被下置候、

但目錄直渡

…(中略) …

大目付出席

進 安宅

其方義、来未年迄其俣番医師御雇勤被 仰付候、依之当意銀拾枚三人扶持

是迄之通被下置候

(中略)

二月廿日

(中略)

御小納戸

内藤龍五郎義、病氣ニ付致隠居、願之通倅作十郎江家督無相違、御用向之

義是迄之通申付候、此旨京都表江可被申越候」

とあって、国元にすべてを伝えていくわけではなく、記載も抜き書ではない

ことを確認できる。

本史料は、廻状類は留めている様子が見られ、また帰国中の藩主につきそ

う小宮から送られた文書を留めているが、追書宛とは異なり、国元家老から

送られてきたものは留めていない。

二七一一 安政五年戊午日記 京都御留守居役所 豎一冊

一冊で一年分を留める。朱書きなし。江戸の小宮から大坂の三沢十太左衛

門(この時在京)に送られてきた書状や、殿様従四位下叙任関係で三沢や他の家臣らが出している書状を留める。三沢から小倉藩家臣や関係者に出している書状も留めている模様だが、小倉追書扣に収録されているような、三沢から江戸に向けて出された書状は留められていない。京都留守居の中村礼太郎宛の書状(大坂三沢からが多い)や、中村が所司代や撰閤家、仁和寺門跡・東西本願寺門跡といった京都の有力者とその関係者に出している書状も留めているほか、所司代からの通達類はもちろん、京都の町触も留めている。小倉での役替え情報も留めている。なお、江戸の小倉追書扣には中村の名前は見えない。一部に原史料を挟み込んでいる。

二七一二 安政五年御留守日記午七月八日未七月十日迄 御側役所 豎一冊

二六の江戸留守居役側が記している日記とは内容を異にする。例えば、

「同(七月)九日 曇昼夕晴

一 此夜戸塚駅 御旅中 御泊宿今御内用二付被召立候飛脚到着、

殿様益御機嫌能被遊 御旅行戸塚宿 御泊宿之上 御気然何之御差障不

非成御座候…」

とあって、この飛脚の情報は二六には留められておらず、この書状も二五にも収録されていない。御側役所と追書関係の部署との違いを示している。

「七月十五日 晴

一 八幡宮 御札一 長寿寺

例月之通御祈禱仕差出候由」

など、贈り物の授受関係も記す。

二八 御留守中覚書 安政五年七月〜同六年七月 豎一冊

(表紙)

「安政五年七月夕

同六未七月迄

御留守中覚書

草案役」

小倉藩江戸屋敷の草案役による藩主江戸留守中の記録(藩主小笠原忠嘉は、

安政五年七月に帰国し、翌六年七月に出府)。幕閣等との往復文書や献上関係の文書などが筆録されており、文言の先例が注記されていたり、包紙の形態まで図示されていたりする場合もある。藩の御手飛脚が江戸・小倉間を往復して御状箱を運搬していた。末尾に「一、右之外 御在府日記ニ有之」とある。

二九一〜三 御在府仮日記 安政五年正月〜五月 横三冊

①表紙なしの安政五年正月分と表紙付きの同年二月分を合冊。

二月分の表紙「安政五年午／御在府／二分分仮日記」。

②安政五年三月分と同年四月分を合冊。

三月分の表紙「御在府／安政五戊午年／三分分仮日記」。四月分の表紙「御在府／安政五年午／四分分仮日記」。

③安政五年五月分。表紙「御在府／午五月分仮日記」。

小倉藩江戸屋敷「御殿」(上屋敷)の日記。藩主の行動を中心に、小宮四郎左衛門(安政六年に家老就任、『北九州市史 近世』による)の出勤有無や江戸屋敷の人事などを筆録。

三〇一〜三 御在府・御留守仮日記 安政五年六月〜十二月 横三冊

内容は、二九一〜三に続くもの。

①安政五年六月分と同年七月分を合冊。

六月分の表紙「安政五年 從六月至十二月／御在府／午六月分仮日記／(押紙)『三番長持』」。七月分の表紙「午七月分仮日記」。小宮四郎左衛門・小笠原監物の出勤有無など。安政五年七月七日、藩主小笠原忠嘉発駕。「御供」小宮四郎左衛門、「御留守残」小笠原監物。

②安政五年八月分と同年九月分を合冊。

八月分の表紙「安政五年／午八月分仮日記／御留守 清書済」。表紙に「清書済」と書かれているので、横帳の「仮日記」は下書であり、別に清書された日記(江戸日記)が作成されていたことが分かる。内容は、藩主留守中の江戸屋敷に関する記事や、幕府との往復記事など。九月分の表紙「安政五午(見せ消ち)年／午九月分仮日記／御留守 清書済」。

三二一〜二 小倉追書 安政六年 豎四冊

③安政五年十月分・同年十一月分・同年十二月分を合冊。

十月分の表紙「安政五年／御留守 午十月分仮日記 清書済」。十一月分の表紙「安政五年／御留守 午十一月分仮日記」。十二月分の表紙「安政五年／御留守 午十二月分仮日記」。

三二一〜四 小倉追書 安政六年 豎四冊

①後表紙「安政六未年(方形朱印)「小笠原家別邸之印」／小倉追書／(押紙)『五番長持人』／(朱書)『明治二十二年二月整理、猶又明治三十四年十月整理』」。元表紙カ「安政六未年／小倉追書控」。

国許の島村志津摩・小笠原織衛から江戸の小笠原監物に宛てた文書(「追書」)を筆録したもの。「未正月四日仕出追書／同十九日着」などの表紙を付した写しが合綴されている。内容は、国許の情勢や在国中の藩主の行動など。収録期間は、安政六年正月仕出分から四月仕出分まで。

②収録期間は、安政六年四月仕出分から六月仕出分まで。安政六年六月七日、藩主小笠原忠嘉が国許を発足(「御乗船」)。小笠原織衛が藩主の御供で出府。

③収録期間は、安政六年七月仕出分から九月仕出分まで。七月仕出分の「追書」より、国許の島村志津摩から江戸の小笠原織衛・小笠原監物の連名宛になるが、同月中に監物が帰国することになったため、織衛一人宛になる。九月仕出分の「追書」からは、国許の監物・志津摩から江戸の織衛宛となる。

④収録期間は、安政六年九月仕出分から十二月仕出分まで。十一月二日に島村志津摩が家老職御免となったため、十一月仕出分の「追書」からは、国許の小笠原監物から江戸の小笠原織衛宛となる。十一月二十四日に小笠原五郎三郎が家老職を仰せ付けられたため、十一月分の「追書」より国許の小笠原五郎三郎・小笠原監物連名で、江戸の小笠原織衛宛に差し出されることになる。また、十二月二十一日に原三左衛門が家老職に「帰役」となったため、十二月分の「追書」より、小笠原五郎三郎・原三左衛門・小笠原監物の連名となる。

三二一〜二 小倉伺物控 安政六〜七年 豎二冊

元来は一冊であったものを、後年二分冊にしている。

①表紙「安政六未年／小倉伺物控／同七申年二統」（朱書）『明治二十二年二月整理、重テ明治三十四年十月整理』。三一一～一四と同様の形態。内容も同形式。収録期間は、安政六年七月仕出分から同年十月仕出分まで。国許から江戸に差し出された何と、江戸から国許に送られた指令を筆録したもの。藩の人事関係が多い。当時、藩主は在府中。

②表紙なし。安政六年十一月仕出分から安政七年閏三月仕出分まで。

### 三三一～三二 御在府中書贈 安政六年 竪二冊

①在府中の藩主小笠原忠嘉の起居・行動のほか、藩主の許に達した案件の処理などを、御側役所の役人が日々交代で記したもの。例えば、「一、御目覚六ツ半時」から始まり、「一、清書人 御覽之、／一、御引五ツ時、御鈴メ同断」で一日の記述が終わる（安政六年十月二十四日条）。なお、毎日「御鈴メ」の記述がある訳ではない。安政六年七月～十月分を合綴。七月分の表紙「安政六年（朱書）『内家書類』／御在府中書贈／御在府／未七月十日 御側役所」。八月分の表紙「安政六未年／御在府中八月分書贈／御側役所」。九月分の表紙「（安政六未年）か、ノドの部分で判読困難」／御在府中九月分書贈／御側役所」。十月分の表紙「安政六未年／御在府中十月中書贈／御側役所」。

②安政六年十一月～十二月分を合綴。十一月分の表紙「安政六未年／御在府中十一月分書贈／御側役所」。十二月分の表紙「安政六未年／御在府中十二月分書贈／御側役所」。

### 三四一～二 日記 安政六年 竪二冊

元来は一冊であったものを、後年二分冊にしている。

①表紙「安政六年／日記」（押紙）「大阪留守居」□「中」カ、押紙のため判読困難）役所。小倉藩大坂留守居による大坂蔵屋敷日記。収録期間は、安政六年正月から六月まで。

②表紙なし。収録期間は、安政六年七月から十二月まで。

### 三六 御台場別記 竪三冊

安政六年から文久三年にかけて小倉藩が担当した五番台場の警衛に関する日記である。内容は安政六年九月二七日の仰渡から、文久三年九月十日の松江藩への引渡までを記録する。

現在は安政六～万延元・万延二・文久二～三年の竪三冊にまとめられているが、元は半年～一年単位の簿冊であったと見え、内表紙が数箇所に残されているのを確認できる。なお現在の三冊いずれも外表紙に「四五番箱入匣（小笠原家別邸之印）」の付箋がある。

江戸藩邸日記（仮日記）や「追書」との関係を伺わせる記述が万延二年二月付の内表紙に書き入れられているので、以下に引用する。

但是迄者都而仮日記之内御台場別記を認候得共、当月台場事一切仮日記不入此日記を認候二付、飛脚之節見合七追書相認可申事、

但仮日記二者清書之節見出記直候事、

仮日記二書入無之段二取極有之候得共、見通不宜候付、文久二戌年三月分仮日記二も書入候事、

但仮日記者追々清書相済候上小倉廻り二相成、旧来之仕来二付小倉二而之調子之節差支之義も可有之旨、本文之通尚亦取極候事、

この記述によれば、本日記を含む事項別の「別記」は江戸藩邸で作成される仮日記からの転記であったが、万延二年二月から一年ほど台場関係を仮日記に記さず、この「別記」にのみ記載していたようだ。小倉への「追書」は両者を見合わせて記すともあり、「追書」のシリーズが仮日記からの書抜であったことも伺える。さらに仮日記は清書の上で小倉に廻すなどもあり、本史料群における日記の伝来経緯も伺わせる記述である。

さて、第五台場は安政六年十一月になり、庄内藩から実際の引き渡しが行われた。その際の記事から当時の第五台場の施設や火砲配備情報が判明する。なお原史料は綴じがきつくノド部分に判読不能の箇所があり、写である一三八「内海御警衛五之御台場御預中一件 上」から一部を補った（「」の箇所）。

〔安政六年〕十一月十九日

一、今日御台場御引渡二付織衛御留守居御台場詰之面々朝六時

御殿江相揃、道三橋際植 出羽守様御物揚場今一同乗船、御台場江着船、

蛇口江控居候処、四時過御引渡之御役人御勘定組頭鈴木大之進殿・御勘定

役濟田橋太郎殿・御徒士目付永井脇太・御小人目付高橋重之助・大原道藏・

御勘定吟味役方下役横山銀太郎・御普請役田中亀次郎・伊藤一藏被相越、

無程織衛并御留守居御台場御小屋江御呼出候上、御台場御引渡被成候旨大

之進殿織衛江被仰達、御建物・御武器其外諸御道具者酒 左衛門尉様御家来

分受取可申之旨、右御同人今二木柴輔江被成御達、左衛門尉様御家来分差

出候御台場并御筒玉葉・御船目録帳巻冊御渡被成、右同様之帳面巻冊差出

可申旨被仰聞「候二付、則帳面巻冊織衛致調印差出申候、夫分織衛始柴輔・

目付役物頭等左衛門尉」様御家来一同御役々江附添火葉藏其外致拜見、御

役々直二被引取候付、御台場入口柵御門内迄御送り申候、右相濟御人数上

陸御小屋脇江相控候処、左衛門尉様御家来より御道具類品々目付役・物頭

受取之、御船二艘者御船方受取之候上、御同家様御家来不殘引払候之後、

此方様御幕代替御間取其外道具類持込、御人数一同繰入申候、御受取諸事

相濟候段目付役届出二付、相話候面々江謁之、御台場引取、前同所分乗船

夕七半時過道三橋際江着船、惣而無御差支語引渡相濟申候、右之段御側役

を以申上之、

一、御渡帳面左之通、

上ハ書

内海五番御台場并御筒玉葉御船目録

覚

一、御台場

柵御門

但錠鍵共

番士休息所

長拾五間 横六間

〔…〕

火葉藏

壱ヶ所

壱ヶ所

式棟

桁行 八間 但内法 間口貳間

梁間 四間 奥行六間

但錠鍵共

〔玉葉置場

但内法 間口七尺六寸

奥行壱丈壱尺九寸

雪隠

〔…〕

玉置場

但長六間 横貳間

錠鍵共

〔…〕

外廻波除杭

同榜示杭

一、御筒壱挺

見当并打銅 但箱入

棚杖

玉葉拔

〔…〕

一、同壱挺 台筒蓋・雨覆共

照準器 三ツ俣添

但箱入

撃發機

火門針

〔…〕

実弾

散玉 但底蓋附

一、同四挺 台筒蓋・雨覆共

矢位并打銅・火門蓋

拾式ヶ所

式ヶ所

式ヶ所

正面三方

三本

但八拾ホント

壱組

壱本

壱本

但三拾六ホント

壱組

壱組

壱本

七百式拾式粒

八拾発

但五貫目余

四組

但箱入

〔…〕

実弾

散玉

但底蓋附

此小玉六千五百六拾粒

蘭名ランケホイイスル五貫余

一、大筒式挺

矢位并打銅 但箱入

棚杖 但掃除棒兼用

〔…〕

空彈

但彈座メ銅環打釘下ケ網附

道火管

散玉 但底蓋下ケ網附

此小玉壹万五千粒

一、御筒六挺 車台筒蓋・雨覆共

矢位并打銅 但箱入

〔…〕

一、同六挺 車台筒蓋・雨覆共

矢位并打銅 但箱入

〔…〕

実彈

空彈

但彈座メ銅環打釘下ケ網附

道火管

〔…〕 散玉 但底蓋下ケ網附

此小玉六万八千四百粒

小玉

〔…〕

一、野戰筒後座留龜朶

一、合葉八千七百弍拾八貫目

内弍百九貫百目

差引残

八千五百拾八貫九百目

此箱數九百弍拾弍

内拾貫目入箱

同八貫目入箱

同七貫目入箱

同四貫九百目入箱

〔…〕 一、舶來ケウエール御筒

一、同三ツ俣

一、同玉取

一、同方力

一、同胴乱

〔…〕

一、御鉄砲箱泥台棒共

葦山型

一、御船

外附属品

一ノ帆二ノ帆遣出帆網類一式取付

碇綱

同棧欄綱

碇

御船印控共 但箱入

〔…〕

押送型

一、御船

外附属品

木綿指帆八重帆網類共一式

拾四把

遣込伺濟分

御貯高

五百九拾九

弍百七拾

五拾弍

百挺

百

拾

百

拾棹

式艘

四房

三房

四頭

四指

壹艘

〔…〕

〔…〕

〔…〕

〔…〕

〔…〕

〔…〕

〔…〕

〔…〕

〔…〕

〔…〕

〔…〕

〔…〕

〔…〕

碇綱

倉房

右之通御引渡申上候、以上、

酒井左衛門尉内

未十一月

加藤政之助印

概ね他の台場にて知られている状況と一致している。この引き渡しに続いて幕府からは水際や石垣の修復などが命じられており、数年の間にも台場の構造に損傷が生じていたことがわかる。台場付の火薬については概ね庄内藩により製造された初期の配備量である八千八百貫目をほぼ維持している。二百貫目あまりについて「遺私何済分」とあるのは、この火薬があくまで台場付であり消費に関しては都度幕府の許可が必要であり、稽古などに用いた分は自弁にて補充する必要があったことを反映するものである。なお松江藩への引き渡し時に小倉藩が作成したと思われる同様の書上については本日記には留められておらず、小倉藩担当中の備砲や弾薬の異同については不明である。本日記に多く見られる記述としては台場における調練の記録がある。大筒調練はもちろん、小銃の調練が定期的に行われていることが伺える。ここには台場詰大目付の任にある門田一郎が主要な役割を果たしているほか、一部の藩士については鉄砲方江川氏への入門も命じられている。国元から交代で台場に藩士が派遣されている様子も伺え、台場が警衛拠点のみならず西洋流砲術の教育の場としても機能していたことがわかる。

もう一つ主要な内容としては、台場留守居組合における情報共有がある。

〔万延二年〕二月二日

一、左之御廻状写御留守居差出之、

昨朔日当湊碇泊之英国蒸気軍艦壹艘出帆いたし候間、為心得相達候、其筋

役人中江通達有之候様存候、此廻状順達留分早々可被相返候、以上、

二月二日

滝川播磨守

松平石見守

松平阿波守殿

松平下総守殿

酒井仁之助殿

松平大和守殿

小

真田信濃守殿

留守居中

手紙

昨朔日神奈川港碇泊之英国蒸気軍艦壹艘出帆いたし候段、神奈川御奉行滝川播磨守様・松平石見守様以上御廻状御通達有之候間、此旨被相心得御陣屋一統江も右之趣相心得候様可被申達候、

二月二日

二月三日

一、左之廻状御留守居差出之、

以廻状致啓上候、各様御安泰被成御勤仕珍重奉存候、然者御預内海御台場御据付之御筒美丸空砲打試之儀当二月定月二御座候間、御差支も無御座候ハ、打試申度、且又右内試之儀是迄者一日ニ打仕舞申候処、此度者御筒数多ニ付、両日之稽古ニ仕度旨其筋申出候ニ付、御一統様二者如何可有御座候哉、御存寄も無御座候ハ、来ル七日八日右両日ニ打試申度、若雨天風烈等之節者替日十日十一日ニ仕度旨、去ル廿七日御打合得貴意候処、其後追々御答被下承知仕候、依而今朝右之趣ニ而外国御用番安藤対馬守様江致御届候、且又御勘定所江者年番方ニ而行成に致御届候間、左様御承知可被下候、尤大御目付様之方江者御銘々様御届可被成与奉存候、右之趣御

二月三日

〔答如斯御座候、以上、

原弥五八〔川越藩留守居〕

神戸四方之助様〔以下、姫路藩留守居〕

庄野慈父左衛門様

福島敬左衛門様

勝野兵馬様〔以下、小倉藩留守居〕

二木栄輔様

津田 転様〔以下、松代藩留守居〕

玉川一学様

猶以忍様ニ而者御台場御普請中、阿州様ニ而者御筒御引替中ニ付、此度者稽古打不被成候旨御答御座候とも、為念得貴意候、左様御承知可被下候、

台場担当六藩による留守居組合が、台場運営における実質的な役割を担っていた。とりわけ、江戸湾内に来航する異国船情報の共有は頻繁に行われており、万延二年〜文久三年における本日記の主要な内容となっている。

〔万延二年七月七日〕

一、昨六日巳上刻英国蒸気軍艦二艘神奈川港江致入津候段、同所御奉行分例之通御廻状到来、

七月八日

一、昨夕英国軍艦壹艘・蒸気船壹艘致入津、以来今碇泊之異船者致出帆之段、酒井様分以御使者御通達有之候段、御陣屋番頭申越、  
一、今朝異船壹艘致入津、都合三艘碇泊之段御陣屋番頭分申越候、

先の引用のように、神奈川奉行から発された神奈川港への入津・出帆情報とその都度台場留守居組合へ廻状の形で伝達されている。英国の例を挙げたが、プロイセン、フランス、アメリカなど悉く報告され、記録されている。台場現地においては陸側に所在する陣屋番頭が情報伝達を担い、他藩との情報共有や藩邸への連絡を担当した。さらに品川への入津・出帆をはじめとした異国船の動向は留守居組合内で共有の上、神奈川奉行などへも伝達されていたようだ。台場はこの時期において、遠見番所のごとく江戸湾内の監視拠点としての機能を主に果たしていた。

四一 (文久三癸亥より丁卯迄之記) 竪一冊

編纂物。版心「小笠原」とある印刷十四行罫紙を使用、近代の小笠原家編纂か。朱筆の欄外注記多数、編纂者による注記か。内題を掲げておく。

(表紙)

「癸亥今丁卯迄之記」

四五 慶応元年 同二寅年 江戸書抜 竪一冊

三「嘉永五子同六丑年安政元寅迄 江戸書抜 日記見出」と同じシリーズ。慶応元年・二年分の日記の見出書抜に続けて、文久二年・三年分のもの(表紙「文久二戌年・文久三亥年 江戸書抜 日記見出」)が合綴されている。それぞれ一年分の簿冊を部類ごとにとまどめなおしたもので、元の表紙が内表紙として残っていることがある。前者の表紙には付箋「七番長持入」、後者には付箋「七番長持入印(小笠原家別邸之印)」と付箋「文久二戌・同三亥 八」が附されている。

記載形式は基本的に三と同じで、記載項目は合綴二冊とも、慶事／御献上／御成御番／公辺・御成・御届／御呼出／自他御物忌・御代香／賞・家督・遺跡／席触／御用御願・御立入・御合力／往返／老事／出奔／火災／忌・差控・裁許／雑・退役・雇勤、である(順不同)。

六〇一〜四 日記 慶応四年 竪四冊

元来は二冊であったものを、それぞれ二分冊し、全四冊としている。  
①表紙「慶応四年戊辰正月(方形朱印)『小笠原家別邸之印』／日記 壹／記録方」。「慶応四戊辰年從正月六月迄／京都御留守居方日記」と記された紙片が挟み込まれている。慶応四年正月元日条に記された面々が、小倉藩京都屋敷詰の藩士たちである。収録期間は、慶応四年正月から三月まで。

(慶応四年正月元日条)

一、年始御祝詞申上候付、詰合左之面々、小 内匠殿御長屋江罷出候、

藤江奥右衛門

二木武兵衛

藤田録四郎

郷 恵吉

藤田恕輔

同年正月六日条に「重役者人、留守居者人、其外士分三四人、足輕・中間ニ至迄、凡拾四五人程詰合罷在候段申候処」とあるので、小笠原内匠が重役（家老）、藤江奥右衛門が京都留守居、二木武兵衛以下が士分三〜四人ということになるだろう。ただし、別の条では二木も留守居として記されている。また、入江宗記・高田浅之助も留守居として出てくる。

②表紙なし。収録期間は、慶応四年四月から六月まで。

（慶応四年四月二日条）

御届書

口上覚

私儀去々寅秋居城及自焼、旧縁茂有之候付、細川越中守方江為逗留罷越候段、其節旧幕府江相届滞在仕候処、去ル七日熊本出立、今日田川郡江帰着仕候、此段御届申上候、以上、

三月十二日 御名

（慶応四年四月二十二日条）

四月廿二日

一、小 加賀守（小笠原長毅、小笠原幸松丸（貞孚、安志藩主）分知寄合、五千石）様御願筋之義（\*本領安堵を歎願、豊前国時枝の知行所が当分小倉藩預かりとなる、慶応四年五月十五日、五千石本領安堵の御朱印を頂戴）ニ付、非藏人中川対馬方江入江宗記罷越面話、草稿内見之処、内国事務局之内ニも事柄夫々立分ケ有之、対馬義者右様之事件取扱ニ無之由、併草稿面之処ニ而差支之儀有之間敷与申間候、

（慶応四年四月二十七日条）

一、今日貢士飯嶋太郎分左之通御請書差出之、

今般

御下問之趣重大之御事件、卑賤庸劣之身を以御請奉申上候茂恐縮

御座候得とも、緘黙仕候而者輿論公議を被為採候

御趣意ニ相背、猶更奉恐入候ニ付、管見左ニ奉申上候、

一、徳川慶喜御処分之事、

已ニ悔悟恭順謝罪之実効相立候ハ、御寛典ニ被為処候而者如何哉与奉存候、

一、徳川家名御立被下候ニ付相統人之事、

血統之内人望有之、藩屏之任ニ堪候者江被

仰付度、尤人体之義者熟知不仕候ニ付難申上候、

一、徳川秩禄高之事、

祖先撥乱反正、爾来殆三百年、上者奉安

宸襟、下者万民鼓腹を得候功業有之候得者、天地覆載之以

御聖恩、大藩上等之秩禄被下置、祖宗祭祀之典無闕乏、旧

臣恭順之徒飢渴ニ不相迫様被

仰付可然哉与奉存候、

右之件々奉申上候、誠恐誠惶頓首謹言、

小-----内

四月廿七日

飯島太郎

一、近江守（小笠原貞正、小倉新田藩主、のちの千束藩主）様貢士辻内

藏丞分左之通、

今般

御下問之趣奉畏候、愈謝罪之実効相立候ハ、御処分之義

御寛大之 御沙汰被為在候而者如何哉与奉存候、相統人之義者人物

熟知不仕候得者、何某与相指候義難申上候得共、血統之内其器ニ当

り候者可然哉ニ奉存候、秩禄者祖先以来二百余年之治功も御座候得

者、一家之統領ニして祖宗祭祀之用度を始、旧臣恭順之徒飢渴不仕

様被

仰付候而者如何哉与奉存候、

右重大之御事件、賤劣之身を以て見込申上候者恐縮奉存候得共、

御下問之御趣意ニ相背候而者、猶更奉恐入候付、一己之管見奉申上

候、誠恐誠惶頓首敬白、

小笠原近江守内

四月廿七日

辻内蔵丞

(慶応四年閏四月二十二日条)

一、今曉御用廻状左之通到来、

但、昨日御仮建所へ肥前様衆御呼出ニ而被相渡之、

御書付式通廻達之由、筑前様衆分相廻ル、

兼而被 仰出候通、二条城江被移

玉座候、就而者御造管并是迄之官代御修復ニ付、自明廿一日当分

之处、太政官代を禁中ニ被移候旨被 仰出候事、

但、武家玄関を以て弁事伝達所ニ相心得可申候事、

閏四月廿日

③表紙「慶応四戊辰年七月(方形朱印)『小笠原家別邸之印』/日記 二/

記録方」。収録期間は、慶応四年七月から九月まで。

(慶応四年七月四日条)

七月四日

一、弁事御役所江藩印之義為伺、高田浅之助罷出候、

今般被

仰出候印鑑之儀、別紙雛形之通、藩印彫刻仕度、此段奉伺候、以

上、

小-----内

七月四日

高田-----

弁事

御役所

雛形(\*墨書で方形の中に「小倉藩印」と記した紙片を貼

付)

右差出候処、諸藩之御並多分国主之外国号無之、且文字都而楷書

ニ而彫刻ニ相成候様相定り候間、其辺之处を以被相伺候様申聞候

事、

(\*慶応四年七月十七日条によると、「小倉藩印」の印鑑三枚を

京都留守居から弁事役所に提出し、問題なく受理されている、

同じく駅通役所にも印鑑三枚を提出している)

(慶応四年七月十八日条)

一、御用廻状左之通到来、

但、筑前様衆分廻達、例之通、

刑法官是迄日野家ヲ被用候処、此度閑院殿江引移ニ相成候事、

七月

(慶応四年七月二十九日条)

一、久我様此度東北遊撃軍將被蒙

仰之、明朔日此表御発途ニ付、何角御頼旁、丹村六兵衛右御殿へ罷出

候事、

(慶応四年九月十六日条)

九月十六日

一、公議人飛鳥井家へ出頭之義御達之处、最前公議人姓名御届之義ニ付

伺書差出、未御沙汰も無之候付、猶又今日書取を以右御届不相濟候付、

飛鳥井家へ出頭不仕候而も可然哉之段相伺候処、今日公議人姓名御届

致し、飛鳥井家江者致出頭候様申聞候事、藤田恕輔相勤、桜井藤五郎

対話、

右ニ付左之通書付差出候事、

小-----家来

公議人

写し添、

丹村六兵衛

入江宗記

右之通御座候、此段御届申上候、以上、

小-----内

九月十六日

入江宗記

弁事

御官

右桜井藤五郎引請之、

(\*「写し添」とは、正・副二通を提出したということ)

(中略)

一、丹村六兵衛・入江宗記、飛鳥井家へ罷出候処、諸藩公議人列席之上、  
今般議事基本御取建之義被

仰出候間、各存意可致建言旨被

仰渡候、

但、各存意區別有之、且多人數二付、即席難致一定義も可有之

二付、引取別而可申上旨二而致退出候、

(慶応四年九月十八日条)

九月十八日

一、飛鳥井殿江入江宗記罷出、一昨被

仰渡候議事基本之義建言書取差出候処、桜井藤五郎請取之候、

一、御用廻状左之通到来、

御書付 一通

神祇官是迄野宮家を被用候処、今十七日夕元学習院江被引移候、

仍為心得相達候事、

九月

行政官

④表紙なし。収録期間は、慶応四年十月から十二月まで。

(慶応四年十月四日条)

十月四日

一、今已下刻、御用廻状左之通到来、

御書付 壹通

刑法官今三日ヨリ朝彦旧邸江被引移候事、

十月三日

行政官

(慶応四年十一月十九日条)

一、今夜酉ノ刻、御用廻状到来、左之通、

御書付壹通

諸藩共従来国名・所名等ヲ以て姓氏ニ替へ相用候得共、向後総テ  
本姓ヲ可称旨被

仰出候事、

十一月

行政官

(慶応四年十二月十四日条)

一、昨日之為御礼、左之通、

軍務官伊吹喜三太引請、

今般攻撃奏功既ニ於東京

御慰勞被為在候得共、此度凱至ニ付、不取敢御酒肴被下置候段奉

蒙

御沙汰、重疊難有仕合奉存候、乍恐右御礼奉申上度、宜御執

奏奉願候、

大宮御所ニ茂今般凱旋之趣

御内聴被為在、厚奉蒙

御内論難有仕合奉存候、乍恐右御礼奉申上度、宜御執

奏奉願候、

小………公用人

十二月十四日

高田浅之助

弁事御役所江野津勝太郎罷出候処、宛所・写し無之二付引請不申、  
依之明日持参之事、

(慶応四年十二月十五日条)

一、弁事御役所江野津勝太郎罷出、左之通御礼申上候、

今般攻撃奏功既ニ於東京

御慰勞被為在候得共、此度凱至ニ付、不取敢御酒肴被下置候段奉

蒙

御沙汰、重疊難有仕合奉存候、乍恐右御礼奉申上度、宜御執

奏奉願候、

大宮御所江茂今般凱旋之趣

御内聴被為在、厚奉蒙  
御内諭難有仕合奉存候、乍恐右御礼奉申上度、宜御執  
奏奉願候、以上、

小一〇〇〇〇〇公用人  
十二月十五日 高田浅之助  
写し添、

昨日軍務官へ差出候文面、右同断、宛所なし、写し無之、  
(慶応四年十二月二十四日条)

一、弁事御役所江丹村六兵衛罷出、本多岩之丞対話、  
小倉城自焼後、豊一〇〇義、田川郡照福寺江仮住居仕候処、此度  
仲津郡錦原与申所江仮住居所取建申候間、御聞置可被下候様可奉  
願旨、豊一〇〇申付越候付、此段奉申上候、以上、  
小一〇〇〇〇〇公用人

十二月廿四日 丹村六兵衛  
弁事  
御役所

七一 明治二己年 東京書上 豎一冊

仮綴、共紙表紙。表題は「明治二己年 東京書上 鷺見與兵衛・平井節蔵」。  
表紙に「明治二年東京留守居方書上④〔小笠原家別邸之印〕」「七番長持入  
④〔同前〕」と記載された付箋貼付。新政府および他藩公用人とのやり取り  
の写し。

七四一二 明治三庚午之記(下) 豎一冊

七四一―は欠ただし一九八二年十二月の調査では存在が確認されている(本  
所所報第一八号、九九頁)。一三六に続く。表題は「明治三庚午之記」下  
七月朱書分十二月迄。表紙に「五」「済 一ヶ条不審」の朱書あり。表紙裏に「〇」

印之分県庁分御書上ヶ相成」と記載あり。明治政府の諸官とのやり取りの控  
え。東京の豊津藩公用人の記録と見られる。

「八月朔日、兵部省江<sup>(公)</sup>用人助香月志満也罷出、和田省<sup>(道之)</sup>掌を以左之通差出  
当船樺太航海中七月廿九日午後四字七分頃、上総国夷隅郡河津村根中  
浦前ニおゐて暗礁ニ乗上ヶ、船底破損仕、終ニ<sup>(朱書)</sup>「一六」字頃迄ニ中  
ノテツキ迄水入相成候ニ付、開拓使官員始即刻同浦江揚陸為仕、其他  
乗組之人怪我等一切無御座候、尤手荷物之儀者多分陸揚仕候、尚委細  
之義者取調子之上<sup>(高之)</sup>申上候得共、此段不取敢御届申上候、以上

庚午 八月朔日 速水退蔵  
兵部省 虹橋船

一一三 嘉永六癸丑年日記 在 正月分十二月迄 豎三冊

嘉永六年の江戸藩邸日記。表紙には「明治二十二年整理猶重而明治三十四  
年十月整理」と直接朱書されている。現在は一〜四月・五〜七月・八〜二  
月の三冊だが、元は一冊であったと思われる。  
特筆すべき内容としては六月のペリー来航に対する反応があり、例えば次  
のように早々に大筒の製造を川口の鋳物師に発注したことなどがわかる。

(七月朔日)

一、御用番松平和泉守様江二木栄輔罷出、此度大筒御鑄立ニ相成候付而之御  
届書御取次を以差出候処、御落手被成候段、引取申出候、則御届書左之通、  
覚

- 一、三貫目玉筒 志挺
  - 一、六貫目玉筒 志挺
  - 一、拾三貫七百目玉砲碌筒 志挺
- 右之通此度於川口宿鋳物師安二郎細工場鑄立申付候、此段御届申上候、以  
上、

七月朔日 御名

このほか市ヶ谷屋敷内の角場において七月以降鉄砲稽古が盛んに行われていることがわかる。幕府に対し角場の増設を願った記録も残るが、その結果は定かでない。

一一七 文久三亥年小倉追書控 豎四冊

四分冊。のちの綴じ直しが硬く、ノド部分の判読・撮影は困難。

一一七一 文久三亥年小倉追書控 (一) 豎一冊

一は正月および二月初旬の内容。

(表紙)

「文久三亥年

小倉追書扣

従正月至十二月

(朱書)『明治二十二年整理猶重』

明治三十四年十月整理 』

(内表紙)

(ママ)

「文久二亥年

小倉追書控

三階役所

(1丁オ)

「亥正月四日仕出追書

同廿日着

(2丁オ)

「爰許去暮都御用向無御差支相濟、御家中并町・在々迄何之相替義無御

座、静謐之段届出之候

一此表年始之御規式、如御嘉例追々相濟申候

右之通為御承知申進候、以上

正月三日 原三左衛門

小宮四郎左衛門

小笠原監物様

(中略)

「亥正月廿六日大坂仕出問便

同二月三日着

追啓

海防之義ニ付御領分沿海江砲臺築建、別紙図面附紙舟懸之場所肝要之地ニ

付、朱引之通砲臺築建防禦弁利之地形、評議之上小倉表分申越候付、則其

表江差進候間

公邊江御伺可相成筋二候者、御留守居共江御申聞宜御取計可被成存候、乍去

方今之時勢ニ付候者、不等閑事柄ニ候間、肝要之地遂詮議、砲臺築建之上

追々御届致し候振合ニ相成候者、手数ニも不相成往々都合宜候間、可相成

者跡届之方ニ致し度候段、是又得与御留守居江御申聞被成、宜御取計可被成

与存候、否早々御報可被下候、以上

正月廿六日 刑馬

定平様

小倉来状

追啓

海岸防禦之義、従

公義我精々被 仰出候次第有之候付、難差延義与存候間、既二當月五日

海岸遂見分可申与致治定候處、天氣合二而不得止事故延引、去ル八日掛り

筋々召連、委細遂見分候處、別紙繪図面附紙朱点之場所肝要之地ニ付、朱

引之通砲臺築立候者、異船通行之節且上陸等致し候節共防方弁利之地与致

評議候付、則御附紙石臺場築立之義相伺候間、被成御伺、重而被仰越候二

而直二築立二取掛り可申与存候、尤隼人之鼻海幅□六丁之義二而、打拂方弁

利之地□既ニ□□築立候砲臺三ヶ所有之候付、此度者右場所ニ者別段築立

不申候、此□も以御序宜被仰上置可被下候、以上

正月十三日 三左衛門

刑馬様

四郎左衛門

尚以本文之義

公邊<sup>江</sup>御伺可相成筋二候<sup>者</sup>、御伺相濟次第<sup>江</sup>江戶表御留守居共<sup>江</sup>宜取計候様  
被仰越<sup>可</sup>被下候、尤別紙繪図面<sup>者</sup>御伺相濟候上、此表<sup>江</sup>直二差返候様、  
是亦為念被仰聞可被下候、以上」

二月五日条

亥二月十日大坂仕出間便

同十九日着

追啓

旧臘十五日攘夷

勅書之義二付策畧被為

聞度被 思召候間、御見込巨細御認メ

御上洛前迄二早々

御差出有之候様被

仰出候付、此砌

御存意書御出来二付御封書二<sup>而</sup>御渡相成候間、則差進申候、右御差出方之

義、御懸<sup>茂</sup>可有御座候二付、委細御留守居共<sup>江</sup>被仰聞、宜御取計可被成候、

尤御封書二月七日之御日付二御座候、以上

二月十日

刑馬

定平様

猶以本文之義

御滞坂中二付御差出方於其表<sup>者</sup>如何之御都合相成居候哉、何れ御差出方

御<sup>□□□□</sup>御留守居分申越候筈之處、其段何たる義も不申越二付、最前

被 仰出候通

御上洛前二御差出之御沙汰を御目當二被遊、跡邊二相成候<sup>而</sup>は如何哉二

被

思召候間、今月早便を以申進候、<sup>□□□□</sup>此<sup>□□</sup>御差出之御都合二御留守居共

伺居候義共二有之候<sup>者</sup>、早便を以

御封書御差返し可被成<sup>与</sup>存候、以上」

一 一七一一は、二月〜五月、三は五月〜八月、四は八月〜九月の内容を収録している。

・五月十八日条

「二 鈴木七郎兵衛義、山内矢柄長崎表分帰着迄長崎間役取計被

仰付候旨申渡候

(一条略)

一 左之通席觸申達候

攘夷御決着之上打拂方被

仰出候得<sup>者</sup>、通船見掛次第<sup>左</sup>之箇所二<sup>而</sup>大炮二發宛之合図受継、打方

為致候、尤上筋分下筋<sup>江</sup>通船致し候得<sup>者</sup>、門司浦分順二相図受継候之

事

馬島分

藍島

堺鼻

西濱

東濱

大里

葛葉

門司

一 於御三階急相図半鐘・大鼓打方之義、去ル西五月相觸置候處、此度左之

通相改候、并相図請継寺々之内本立寺差支之義有之候付、右代り万徳寺・

大通寺<sup>江</sup>被

仰付候事

(中略)

右之趣席々<sup>江</sup>可相達候

亥五月」

「追啓

去廿三日、長州様御家来太田市之進・野村和作<sup>与</sup>申仁兩人罷越

此方様御政事掛り之仁卜致面會度、并長府様御家来打方役生駒時三郎<sup>与</sup>申

仁、是亦一所二罷越、打方役<sup>江</sup>致面會度段申込、尚亦夕刻長府様御家来職名謙蔵・松本涛庵<sup>与</sup>申仁兩人罷越、以上五人共一所二致面會度趣申出候旨、送状役申出候、尤市之進・和作兩人<sup>者</sup>胴服・小袴着用致居候趣二付、御使者<sup>二</sup>而參候哉之段相尋さ七候処、御使者之由申出候間、翌廿四日御取次之内大池金右衛門・高橋唯之丞兩人御客屋ニおゐて為致應對候処、別紙書取之通ケ条書を以

此方様<sup>二</sup>而異国船御打拂無之段、御趣意相尋候間、別番之通書取を以為及返答候處、何分不承知之趣二相見へ候段御取次申出候、然處、翌廿五日朝別紙之通、炮發矢先々々用捨難相成趣相認メ残し置、致出船候、彼方<sup>二</sup>而<sup>者</sup>

勅詔之義専ら申募、先頃以来之手振重置如何敷、此度如何様之義申掛、難忍時宜ニ可押移も難斗、左候<sup>而</sup>對向之御国柄、對

公邊深奉恐入候次第二付、先便京都表<sup>江</sup>相伺置候義も有之候間、近々之内壹兩人差急上京被仰付、未夕御差凶無之候ハ、尚又申談宜被取計旨、當便京都表<sup>江</sup>申越置候、此段為御承知得御意候、以上

五月廿七日

三左衛門

内 匠

四郎左衛門

刑馬様

定平様

猶以長崎御奉行大久保豊後守様御帰府として、一昨廿五日爰元御止宿二付、河野四郎・富永潤之助より本文之趣御聞込置ニ御内々申上候処、至極宜御引受、已後速<sup>及</sup>疎忽之取計無之様精々御沙汰御座候、此段も御承知迄申進候、以上

彼方分之書取写

(中略)

此方様より御返書之写

(中略)

彼方書残置候書状写

寸楮呈上仕候、然<sup>者</sup>尊藩御返答ケ條二付<sup>而</sup>者、乍失敬心事及御相談置候處、就中弊藩砲發、御領地へ着丸之儀成丈御断との事候得共、此度寡君より兼<sup>而</sup>入御承知置度御達仕候事<sup>二</sup>而

尊藩一切御砲發無之候ハ、奉對勅詔不得止事、時宜ニ寄々々用捨可仕様<sup>二</sup>者難相成段、御論申上候通二候之間、無御疎儀と<sup>者</sup>奉存候得共、猶篤と被仰入被下候様、乍此上推<sup>而</sup>奉願上候、何も忽々拜具

五月廿五日

太田市之進

野村 和作

生駒時三郎

磯名 謙蔵

松本 涛庵

大池金右衛門様  
高橋唯之丞様

侍史

「 癸亥【六月廿日仕出之急便、同日到来】追書写

追啓

攘夷之義二付萩表分數々難題被申越候、就中去十三日萩藩中御使番宮城彦輔其外平土鉢之者四、五人為御使者罷成候付、同十四日於御客館右御使者引受候手筈<sup>二</sup>而、應對向例之通御取次<sup>江</sup>及沙汰為罷越候處、彦輔義申聞候<sup>者</sup>、最早沙合も宜、領海<sup>江</sup>異船渡來之注進も有之候間、直様帰關いたし候段申置、御使者をも不相動致乗船、於船場別紙郡代充之書状、大坂屋良助<sup>江</sup>相渡届方相頼、致乗船候、尤旅館逗留中も絶言語候不作法之振舞數々有之候由、驚入候始末ニ御座候、右二付

公邊<sup>江</sup>御聞込置之次第、前断<sup>分</sup>難題之事とも委細申含、河野四郎・大八木三郎左衛門義、翌十五日乗船、登京被仰付候處

將軍様既二十三日大坂表被遊

御乗船還御候付、其俣江戸表<sup>江</sup>差急罷下候様今日以急便及差圖置候間、無

間<sup>茂</sup>着府、委細可申出<sup>与</sup>存候得共、其以前御含迄二荒々申進置候、扱又同十六日菰藩中平士齋藤文三郎・貫又助・賀成九郎三人、田野浦<sup>江</sup>上陸致し申出候<sup>者</sup>、異情探索之為罷越候間、當浦<sup>江</sup>致逗留度段申込候得共、宿町二無之義二付、堅相断候處、然<sup>者</sup>小倉表<sup>江</sup>可罷越候間、渡船之義取斗候様申募、大里<sup>江</sup>渡、翌十七日四ツ時前大坂屋<sup>江</sup>上陸、送状役<sup>江</sup>面會度段申出候付、即刻送状役罷越、致面話候處、前断申出候通り之義精々申出候付、其段堅相断候處、一日二<sup>而</sup>茂田野浦<sup>江</sup>相止り度、左候得<sup>者</sup>罷越候趣意も相立候付、今一應申出候様精々申聞候付、委細可申聞候得共、手間取可申段送状役相答候處、一ト先引取可申段申聞、夕刻致乗船候、然ル處、同夜五ツ時頃、同藩平士瀧彌太郎・稲田次郎・松尾甲之進・田中弁藏・菅山吾作渡海、大阪屋<sup>江</sup>上陸之處、夕刻罷歸候、齋藤文三郎始三人之者も立歸、以上六人止宿いたし、翌十八日又々送状役為致應對候處、過日宮城彦輔相殘し候書翰之御返答承り度、且昨日分申込候田野浦逗留之義共御返答如何哉之段申募候付、矢張前断之通及返答候之處、然<sup>者</sup>直様田野浦<sup>江</sup>罷越、右彦輔書翰御答も可相待<sup>与</sup>申置、直二乗船、田野浦<sup>江</sup>罷越候間、門司在番兩人差出、種々及談判候得共、押<sup>而</sup>致止宿、今以談判□付不申事二御座候、前件之次第二付、自然田野浦在番より其筋掛り之者<sup>江</sup>手を懸候様之義差發候も難斗、夷船<sup>者</sup>扱置御隣領之取合二相成

公邊御厄界二相成候様押移候<sup>而</sup>者、以之外恐人候次第二御座候、右様無法之申出方二付<sup>而</sup>者、理非不相分、下ノ關出張之士大将之勘考二<sup>而</sup>被取斗候事哉、別紙之通萩表<sup>江</sup>申越置候得共、差図も無之義<sup>与</sup>被存候、右之段御含置被下、四郎・三郎右衛門着府前二も御聞込置被成居候方、宜御座候ハ、御勘考宜御取斗可被下候、以上

六月廿日

三郎左衛門

内 匠

四郎左衛門

刑馬様

定平様

猶以本文之趣二付、長崎御奉行服部長門守様近々御歸府之御様子二付、若御船二も有之候ハ、此度<sup>者</sup>何卒陸地御旅行、此表<sup>江</sup>御立寄被下候様仕度段、

宜取斗候之様、聞役<sup>江</sup>申越置候間、此段御含置可被下候、以上  
上ハ書  
河野四郎様 宮城彦輔  
参人々御中

此度拙者共蒼卒參上致し候義別事二無御座、先達<sup>而</sup>已来追々得貴意置候貴領内裡(ママ、大里)分田野浦之間砲臺二可然場所を見立拝借仕度、尤御返答次第時宜二よりてハ、推<sup>而</sup>借用可仕存念二御座候、此義失礼ケ間敷可被思召候得共  
朝議既二攘夷二被為  
決候事二御座候得<sup>者</sup>、幕府<sup>者</sup>勿論、諸藩一統戮力同心  
歡慮貫徹可仕様相働候こそ肝要二存候、先達<sup>而</sup>已来数度之戰爭、衆目之所見兎角貴領を後口楯二致し、海賊艦力を專二して撃領二敵對いたし候模様二相見、毎々撃漏し候段不堪切齒候、切迫之今日二至り徊(因)循危疑攘夷之御手出し無之二おゐて<sup>者</sup>、天下後世貴藩を如何可議、実二

神州之大耻辱<sup>与</sup>存候、猶不知厭之犬羊、自然貴領を侵掠致し候事も有之候時ハ、兼、借用之砲臺二より聊御力二<sup>茂</sup>可相成心得二御座候、此段早々御通し可申置、寡君分被申付候間、左様御承知可被成候、一昨日已来<sup>茂</sup>賊艦四、五艘近邊海岸相窺候模様、片時も油断不相成時節、然るに此御許御相對只様隙取候付<sup>而</sup>者、無拠寸楮を以右之趣旨申上置候、早速下關惣奉行所迄否應御返事可被成遣候、忽々謹言  
六月十四日  
萩表<sup>江</sup>申遣候書状写

一筆致啓上候  
大膳大夫様益御機嫌被成御座奉恐悦候、然<sup>者</sup>先達<sup>而</sup>以来其御許様毎度英船<sup>与</sup>御砲戰有之候處、前以申述候之通彼分不襲来節<sup>者</sup>不打拂心得二御座候得共、當領<sup>与</sup>所置相違之段、千萬不都合二付、何れ共御同様之所置二致度趣を以、役々之者再度差急差立  
公邊<sup>江</sup>相伺候處、當月十二日於大阪表板倉周防守様分御呼出之上、別紙之通被  
仰渡候、於

其御許様ニ<sup>二</sup>猶御差<sup>一</sup>因迄<sup>者</sup>御打拂之義御見合ニ相成候義<sup>者</sup>存候、此上被仰出候<sup>者</sup>、及御見合候儀<sup>者</sup>可有御座候、此段為御知旁可得御意如斯御座候、恐惶謹言

六月十七日

原 三左衛門

実名判

小笠原内匠

実名判

小宮四郎左衛門

実名判

毛利筑前様

毛利能登様

毛利出雲様

毛利伊勢様

毛利隱岐様

益田彈正様

浦 靱負様

益田伊豆様

猶以去十三日、御藩宮城彦輔<sup>与</sup>申人、為御使者被差越候趣ニ付、取次之者差出候處、貴領<sup>江</sup>夷船渡来之由<sup>二</sup>而、其俣被致乘船、於船場河野四郎宛之別紙書状用達之者<sup>江</sup>被相渡候段、四郎申出候、難御堪<sup>一</sup>

「追啓

一小倉御家老中<sup>分</sup>去ル廿二日御仕出之御用状今日到着之處、今度長州<sup>江</sup>

勅使御下向ニ付、別紙之趣会津様<sup>江</sup>願込候様との義ニ付、其段書取を以

申上置候、追<sup>而</sup>可被及御沙汰旨申候、然ル處、左様之義<sup>者</sup>都<sup>而</sup>江戶表<sup>江</sup>御

伺ニ相成候趣、當所<sup>二</sup>而<sup>者</sup>御取計難被成趣申居候、此段御含込申進候、

委細<sup>者</sup>別紙ニ相認申候、以上

六月廿九日 重郎兵衛

四郎様

三郎左衛門様

小倉御家老中<sup>分</sup>被仰下候写

夷船打拂一件ニ付、先達<sup>而</sup>公義御役人小倉表<sup>江</sup>御下向之義、江戶表<sup>江</sup>相願置候處、此砌正親町様御下向ニ付<sup>而</sup>者、火急之義ニ付、其迄<sup>者</sup>肥後守様<sup>分</sup>御役々御差向被下候様、強<sup>而</sup>願込可被申候、尤肥後守様<sup>与</sup>申越候得共、御所司代様御役成之趣ニ付、尚又御双方<sup>江</sup>願込、御都合宜早々相捌候様可被取計候<sup>一</sup>

七月二日小倉仕出間便、同十九日着

追啓

一當春長州様對州御手當被蒙

御候、右ニ付赤間ヶ関<sup>分</sup>西ニ寄、新地<sup>与</sup>申所、此所も船場ニ候處、右御手當御船・御人数共被差置、對州<sup>分</sup>之御一左右次第二<sup>而</sup>御操出ニ相成候

之趣ニ相聞候、然ル處、對州<sup>江</sup>凡百里も有之、御一左右次第二<sup>而</sup>御操出

ニ<sup>而</sup>者御間ニ合不申候事<sup>者</sup>眼前相分り候義ニ有之候、然ル處、先達<sup>而</sup>分得

御意置候通り之形勢ニ候得<sup>者</sup>、對州御用之名目ニ<sup>而</sup>船・人数等相調置、

小倉表之模様次第第二<sup>而</sup>、救援之義

勅詔を先ニ立、正親町様之御沙汰杯ニ申張、右人数海上<sup>分</sup>一度ニ押寄、

及乱妨候様之義有之候<sup>而</sup>者、何分ニも人数出合候義間ニ合兼可申、尤白

昼ニ候得<sup>者</sup>氣遣ひも無之候へ共、夜中之義<sup>者</sup>人数寄兼候間、不覺を取可

申條心痛罷在候、右ニ付自由之様相聞

公邊<sup>江</sup>相願兼候義ニ候得共、御平穩之御所置ニ候間、何卒對州御用御免

ニ相成候歟、兩様之内御都合共<sup>者</sup>相叶中間敷哉、聊之義をも御手数を掛

候様相成、一同奉恐入候得共、何分法外之任成方不少候間、万々一右様

之場合ニ推移候<sup>而</sup>者一大事之事ニ付、御内用先<sup>江</sup>御願込、何<sup>与</sup>歟御沙汰ニ

相成候様、尚又可然御勘考も御座候<sup>者</sup>重畳御心配被下度、第一御留守居

共右形勢致深察早々取計候様被仰聞、宜御取斗可被成<sup>与</sup>奉存候、以上

七月二日 三左衛門

内匠 四郎左衛門

刑馬様

佐右衛門様

猶以先達<sup>而</sup>分得御意候通、下ノ關<sup>分</sup>田野浦迄之間纒之所ニ候得共、異

船渡来之節致渡海候<sup>而</sup>間二合不申候段申張、多人數罷越居候程之義、對州分一左右之上御人數御操合二候ハ、尚更御間二合申間敷、右様数々趣意違之所分致勘考候得<sup>者</sup>、諸事不審之義多御座候間、本文之通御手数相願候義二御座候、兎も角も御勘合被下宜御取斗可被成<sup>与</sup>存候、以上」

七月三日小倉仕出  
同廿日相達追書写

追啓

一 正親町様防州山口表<sup>江</sup>

御着之上、彼地<sup>江</sup>

殿様御呼寄可相成哉之風聞、下ノ關<sup>二</sup>而申唱候、自然右様之節<sup>者</sup>如何被

成

御心得可然義二御座候哉、尤

公義御差図無之候得<sup>者</sup>

御出難被成段<sup>者</sup>、御断可被<sup>者</sup>、御進候得共、達<sup>而</sup>

勅詔を以御呼寄相成候得<sup>者</sup>、御断之被

仰上様<sup>茂</sup>無之<sup>二</sup>付、一旦<sup>者</sup>御不快<sup>二</sup>而御断二相成候<sup>者</sup>、此表<sup>江</sup>御越<sup>二</sup>も相成

可申、左候<sup>者</sup>諸浪人被召連自假之振舞可有之、當惑之次第二御座候、時

宜二寄山口表<sup>江</sup>拙者御呼寄可相成、罷越候<sup>者</sup>不得止事ノ次第二<sup>者</sup>候得共、

山口表<sup>江</sup>罷越候義<sup>者</sup>、死地二入ル同様義、理非不相分夕死亡<sup>二</sup>およひ候<sup>茂</sup>

残念至極之事<sup>与</sup>歎息罷在候、尤日月之旗御持下り有之候<sup>与</sup>下ノ關風聞有

之候、右等之當被成御伺、早便を以可被仰越候

一 先日以來田野浦<sup>江</sup>罷越逗留罷在候長藩之向<sup>江</sup>為致談判候得共、諸事自假

之取計而已<sup>二</sup>而乱妨同様之所業二付、去ル朔日石川次郎左衛門差加へ、

猶又為致談判候處、別帳之通申出置、追日様子申進置候間、御推察を<sup>茂</sup>

可被下候、既二

將軍家を不忠者<sup>与</sup>對他邦申唱候様相成、日々増及切迫、案外至極之事二

付、此上<sup>者</sup>乍不本意及一戰候より外有之間敷、拙も河野四郎・大八木三

郎左衛門着府之上相願

御差図相待候間合有之間敷心痛罷在候、別帳之形勢御推察被下、其御筋

江委細被仰解可被下候、以上  
七月四日

三左衛門  
内 匠

刑馬様

佐左衛門様

別帳

書取

亥七月二日、田野浦庄屋城井彦右衛門宅ニおゐて佐々木小左衛門・西庄

左衛門・鎌田六左衛門・石川次郎右衛門、長州士瀧弥太郎ト應對談判之

覺

但次郎左衛門義<sup>者</sup>筋奉行助役之名目を以面會之事

一 西庄左衛門曰、(中略)

一 石川次郎左衛門曰、異国船御打拂之義二付先達<sup>而</sup>今每々御懸合筋御座候處、

御双方之趣意大本相違之處有之<sup>二</sup>付、其末ニ至り候<sup>而</sup>者、事之相違自然<sup>与</sup>御

双方不滿意之義相生し候<sup>而</sup>者、以之外之義二付、此方之趣意得<sup>与</sup>御咄可申候之

間、御勘合可被下候、異国船打拂度義<sup>者</sup>何れも御同様、近比ニ至り益横行

之跡見るニ忍ヒす、誠ニ痛憤切齒之至、片時も早打取候こそ快事ニ存候、

既ニ先達<sup>而</sup>今度々下關御取合之節、余所ニ見候存念<sup>者</sup>素より無御座、御手

を合申度義<sup>者</sup>山々之事ニ候得共、何分未夕

將軍家分打拂之御沙汰無御座、尤去ル比

御内勅<sup>者</sup>有之候得共、此義<sup>者</sup>何分奉承難仕、其俣

御返上仕

將軍家分之御沙汰相待居申候、然ル處、御沙汰次第二延引被成、其御国ニ

而<sup>者</sup>每々御取合有之、此方<sup>二</sup>而者一向打方不致間、近場所<sup>二</sup>而者甚不釣合、且

私情ニおひても不相濟事<sup>二</sup>者存、何分難捨置場合ニ相成候付、打拂之義此

方分相伺候得共、相捌候御沙汰無之<sup>二</sup>付、去ル頃重<sup>而</sup>藩士兩人上京相伺候

筈之處、折悪敷、將軍御帰府相成候二付、直二夫分江戶表<sup>江</sup>罷越候、依之

最早余程日敷も相立候得共、未夕左右相分り不申、御沙汰次第二今も打拂候

覚悟<sup>二</sup>而、專用意相備居申候、決<sup>而</sup>不□心底<sup>二</sup>而者無御座候間、只今聊之行

違ふ事二差違、御双方意氣地与相成候様之事出来致し候而者、大事之物前二相成候熟談相調不申、大敵を前二置自彼か術中二落入候次第歎敷事二存候、依之此方之趣意、得与御勘考可被下候、一通り

將軍之御沙汰与而已御咄申候而者、朝廷を輕し候杯御不審之筋可有之候得共、其故者

公武御一躰二候得者、將軍則朝廷之將軍、依之此方二而

將軍を重し候義者、徳川家を重し候訳二而者無之

朝廷を重し候心得二御座候、殊二當春將軍職御辞退御座候得共、其俣

將軍職二被差置、諸大名之指揮御委任被仰付置候内者、是非

將軍二不拘義者相成不申、仮二も將軍職被成御剥候得者

御直勅奉承仕可申候、弥太郎又詰而曰、日和御覽被成候哉、此節左衛門答

而曰、何々日和杯致見合候義可有之哉、前二も申述候通

公武御両端二候得者、徳川家二不拘御直勅奉承可仕候得共、只今

公武御一躰二候得者、將軍則朝廷之將軍、是を不輕

朝廷を重し候心得二御座候、依之何れ二も朝廷二相背存念者、毛頭無御座候、弥太郎又詰而曰、何事哉

御内勅二候得者、御奉承不被成哉、次郎左衛門答而曰、事柄二寄時宜二寄るへき事二候、異船打拂之義者、武家第一之職掌、ケ様之大義余事与違、御内勅二而者奉承難仕、訖度本筋御立被下度、無左而者後日如何成義出来も難計、且天下一般之敵を打拂候二

御内勅不入事二者無御座哉、依之此度二おゐて者奉承仕不申候、弥太郎曰勅誼も有之居不申候哉、正左衛門一同曰、一向存不申、其義者無之義与存候、弥太郎曰

將軍者忠義之者与思召候哉、次郎左衛門答而曰、如何二も忠義与存候、弥太郎曰、不忠之者二御座候、其故者、攘夷之勅命を以諸侯二御沙汰無之等閑二いたし候段、不忠二者無之哉、次郎左衛門曰、此義者策略有之、態与延引相成候義哉、実以等閑哉、我等料簡之及所二無之、此方二而者忠義与相心得申候、弥太郎曰、策略有之態与延引之趣意二候得者、其次第朝廷二可被仰上答之處、無其儀者如何哉、次郎左衛門曰

勅命等閑二被成候義二候得者、訖度朝廷今こそ御沙汰可有之答之處、此義如何哉、何れ二も我等しる所二無之候、弥太郎、佐々木加左衛門二向テ曰、先達而赤根武人相咄候義御咄被下

哉 但去ル比、佐々木嘉左衛門・西正左衛門・鎌田六左衛門三人二而、瀧弥太郎・赤根武人江應對之節

將軍之御沙汰無之候而者、打拂難致旨、右三人より相咄候處、武人曰將軍當春御上洛之節、攘夷之御請有之候付、其俣者將軍職被差置候、其節御請無之候得者諸侯江被□候答、此義者拙者在京二而委細承知致し居候、

依之攘夷之御沙汰早々可有之答之處、今以無之候ハ、御普代之義二付訖度御諫言可有之答、如何哉

嘉左衛門曰、相咄置候、次郎左衛門曰、武人殿御咄之趣委細致承知候、將軍職其俣被差置候御趣意、如何成義とも不存候得共

將軍之名目有之候得者

將軍を外与致候義相成不申候、前斷二哉申述候通、攘夷之御沙汰今以無之義者、策略有之哉、実以等閑哉、是以相分り不申、依之重立之士兩人被差立

相伺候義二御座候、策略有之哉等閑哉相分り候上二而者、主人勘合も可有之義与存候、弥太郎曰、只今実者

公武御一躰二而者無御座候、次郎左衛門曰、御一躰二無之候得者朝廷今被 仰付候

將軍職之義二付いつ二而も被成御剥可然、其俣被差置候當無之、御沙汰振二而者御両端与存不申候

右之件々論語相濟、其外彼より諸問之筋無之候付、此一条相畢ル、大躰此方之趣意右通之義二付、左様御承知可被下段申聞候處、弥太郎異義不

申候  
〔後略〕

「亥七月廿一日、小倉仕出之無刻両便

八月八日着追書写

追啓

此度攘夷御請之廉を以兼々速戸臺場江差置候大砲、去ル十八日猶亦居方として大砲打方役之内差繼為致、差因居方致し置候處、翌十九日萩藩土之振舞別紙届之通絶言語候傍若無人之仕方、兼而御領地を侵す而已ならず、乱妨如此二至り候、挾打者差置、打方人数等老人も不被差出候、時宜二押詰候間、早速大砲不残

御城下江積返し置候、右二付此砌人数等差出置候、聊之事二寄セ鬪争之基を開、其末彼方宿意之通干戈を交へ候者必然之義、左候得者蕭牆之内分皇國之兵端を引起候義二付、彼方も其罪一様二相成、兼而之御忠節も一時二空敷相成

公邊者勿論

御祖宗様ニ被為對無此上も恐入候次第二付、只々致切齒歎息を忍候之時運与相心得候外無之、且又此後異船致通行候節挾打之心得を以致發砲候共、右種々振舞二候へ者、彼方之意中明々相頭れ候事故、幸異船二事寄セ、向此方致發砲候者必定之様被存候間、旁以大砲・人数とも差出候義者不相成、実以進退相窮候時勢、恐入候事与歎息之外無之候、前件之次第二付

御城下者一際嚴重致手配、東西濱手臺場御手當之内一備之致交代一昼夜持切、其外諸番所

御城近辺夫々嚴重之手當致し置候義御座候、右之趣猶又御勘考御差加早々

公邊御捌方之義幾重ニも御働可被成与存候、以上

七月廿一日

三左衛門

内匠

四郎左衛門

刑馬様

佐左衛門様

一三三 明治三庚午年日記式 豎一冊

表題は「明治三庚午年 日記 式 七月ヨリ」。「明治三庚午年七月ヨリ 西京公用方日記」と記された分離紙片あり。用紙は無地。京都公用方の日記、七月朔日〜十二月二十四日。京都の「学校」(明治三年八月廃止)とのやり取り散見。「豊津藩京都邸幹事」の役職あり、広瀬真徴(明治三年閏十月十二日に民部省大坂出張所より土木司十三等出仕を命ぜられる)。大坂にも「大坂邸幹事」あり。日田騒動は豊津↓大坂↓京都・東京への情報の流れ(左記)、旧領小倉の警衛を要請され引き受ける。

(八月二十四日条)

「一、大坂分左之通到来

一、八月十五日豊津表仕出ニ而大坂へ相廻り候御追書、左之通到来

東京表江飛脚番老人船路差立候二付、別紙之趣申入候也

八月十五日 豊津正権大参事

大坂邸幹事

昨十四日、日田県分馬淵六藏罷越、此節宇佐辺江正義徒と唱長州脱走千人程相集、近々御本山ニ而(のど二行読めず)申出候由、就而者日田表江者森藩之兵隊ヲ以相固メ、別府者霍崎之兵隊ニ而相固候、小倉表取縮難出来候間、当藩分人数操出し呉候様知具事分六藏を以頼談有之ニ付、即夕常備上等等取交一中隊小倉表操出し申候、尤他管轄地江差出候義如何可有之哉、詮議之上隣端不得止情態二付、頼談之通取計申候、此段為心得申入候也

八月十五日 豊津正権大参事

大坂邸幹事

尚以日田県分頼談二付本文之通取計候得共、格別之義者有之間敷様被察候、且又右之次第京都邸江も可被申越置候也

一三六 明治四辛未之記 豎一冊

表題は「明治四辛未之記 正月分七月十五日迄」。表紙に「六」「済 不審

四ヶ条」の朱書あり。表紙裏に「〇」印之分県庁分御書上ヶ相成」と記載あり。明治政府の諸官とのやり取りの控え。七四―二の後継史料。藩士の政府官職任免、日田騒動に関わる巡察使とのやり取りなども含む。最後は廃藩置県に際しての勅書と太政官達。

「壬月十日」同日（朱書三月十日）於日田県巡察使本営江御呼出ニ付、小笠原大参事・八隅少参事罷出候処、四条陸軍少将左之三ヶ条之御趣意ニ御請申出候様被相渡候

朝綱被為立候辺如何「被」心得候哉

平素士民江申論方如何之筋ニ候哉

浮浪取締向如何致シ居候哉

三月十二日、於日田県昨十一日被相渡候三ヶ条御受書、左之通井田参謀を以差出

朝綱被為立候辺如何被心得哉

御誓文ノ御旨趣即チ其大綱ニシテ、尔後許多之御布令其細目ニ属スルカ、藩政無大ニ其意ヲ奉載シ以テ管内ニ施行スル而已、多言敬対スヘキナシ、唯当藩人材匱乏ニシテ卓絶之政事ナシ、故ニ未タ頑夫僻地ニ遍スルコト能ハス、其未タ遍ネカラサルノ責深ク恐縮スル所ナリ、然ト雖モ管内凡百ノ事件未タ大ニ

朝旨ニ違背シタルヲ不知、願クハ賢明之ヲ察シ給ンコトヲ

平素士民工申論方如何ノ筋ニ候哉

前条ノ外ニ不出故ニ重テ陳述セス

浮浪取締向如何致シ居候哉

浮浪駆除ハ当藩専務中ノ一ナリ、故ニ遍ク士民ニ厳告シ、或ハ陰ニ官員ヲ巡察シセシメ、其他耳目ニ触レハ則チ之ヲ搜捕シ、可疑シテ無証者ハ一宿ヲ不許、是ヲ以テ即今管内浮浪ノ潜匿アルコトナシ、昨秋山口藩三名ヲ捕テ之ヲ送ル、其一証ナリ、後來亦厳酷ニ駆除セン而已、切ニ冀クハ前文敬対ノ不許親シク巡察アラシムコトヲ

辛未三月十二日 豊津藩大参事小笠原長祚

豊津藩少参事 八隅正名

「先頃以来当藩地分要用往復之者於横浜港毎度取調子有之候得共、当節柄諸

藩一般之義ニ相心得候折柄、先月廿九日士族浜口与市と申者、藩地分罷越海路通行、同港繫船之処、致上陸候様改所呼掛之上、書類・品物等ニ至候迄厳密取調子相成、他藩之者江者子細無之ニ付、同人其趣意相尋候所、其藩ニ限り厳密取調子候様、兼而御沙汰有之旨、出張之官員申聞候、且又於藩地者、四条巡察使分管内海岸取締として山口・中津両藩兵隊出張申付候旨被申達之上、中津藩人数罷越候付、当藩常備兵茂有之、不都合之情実も候間、御趣意相伺候処、少々御疑惑之筋も有之哉之趣ニ付、尚伺中ニ者候得共、前条之次第第二而者藩内人情拘々恟々疑惑ヲ結、何分御趣意了解難仕候間、若御疑惑之筋も候ハ、判然御糾明被成下、藩内説論出来候様仕度、至急御沙汰被下度、此段奉伺候、以上

辛未四月二日 豊津藩

弁官御中

一三八 内海御警衛五之御台場御預中一件 上 豎一冊

第五台場の警衛に関する記録である。内容は先に取り上げた三六「御台場別記」の第一冊とほぼ一致する。表紙に「直し済」と記されているほか、記事に付箋や貼紙、朱字によって追加訂正が加えられており、およそ「御台場別記」の清書中といえるような簿冊である。「御台場別記」と比較すると一部の記事が補われているほか、藩士の任免記録などが読みやすい形に整理されている。一方で、砲術稽古などに関する記録は減らされている。本史料の作成目的や作成時期など詳細な性格は不明であるものの、横浜警衛に関する記録の八二および九の関係と、相似形である可能性が指摘できるだろう。

（小野将・菊地智博・立石了・箱石大・水上たかね）



(年未詳) 三月二十三日	宗義成書狀	(年未詳) 正月七日	宗義成書狀
(年未詳) 三月四日	宗義成書狀	(年未詳) 十一月二十一日	宗義成書狀
(年未詳) 二月二十三日	宗義成書狀	(年未詳) 四月二十五日	宗義成力書狀
(年未詳) 正月二十七日	宗義成書狀	(年未詳) 八月二十九日	宗義成書狀
(年未詳) 閏二月二十八日	宗義成書狀	寛永元年十月十一日	宗義成假名宛行狀
(年未詳) 二月六日	宗義成書狀	慶長十九年七月十八日	宗義智假名宛行狀
(年未詳) 正月八日	宗義成書狀	慶長二十年八月吉日	宗義成力假名并実名宛行狀
(年未詳) 五月二十二日	宗義智書狀	寛永六年九月十二日	宗義成安堵狀
(年未詳) 閏四月十四日	宗義成書狀	(年未詳) 正月十一日	宗義成書狀
(年未詳) 十月十三日	宗義成書狀	(年未詳) 五月十三日	宗義調書狀
(年未詳) 五月二十四日	宗義智書狀	弘治二年十一月十五日	宗義調安堵狀
(年未詳) 十二月二十二日	宗義智書狀	大永八年十一月二十一日	宗盛賢感狀写
(年未詳) 正月六日	宗義智書狀	享祿三年十一月二十日	宗盛賢宛行狀写
(年未詳) 十二月十八日	宗義智書狀	(年未詳) 五月十六日	宗義調書狀
(年未詳) 十二月十一日	宗義智書狀	天正十三年三月二日	宗昭景書下写
(年未詳) 五月十三日	宗義智書狀	天正十三年六月四日	佐須景滿奉書
(年未詳) 五月十五日	宗義智書狀	(天正四年) 九月二十四日	毛利輝元書狀写
(年未詳) 九月十一日	宗義智書狀	慶長八年二月一日	宗義智書下
(年未詳) 十一月十五日	宗義成書狀	慶長九年二月二十四日	宗義智書下
(年未詳) 八月十九日	宗義成書狀	慶長十一年十二月八日	宗義智書下
元和三年十一月九日	宗義成宛行狀	(年月日未詳)	宗義智書下
慶長十四年九月十二日	宗義智宛行狀	寛永十四年十一月一日	檢地関係算用狀
(年未詳) 正月二十二日	宗義成書狀	(年月日未詳)	豆殿二付候書物
(年未詳) 正月十一日	宗義成書狀	慶安元年八月吉日	阿比留長右衛門ほか起請文
(年未詳) 閏四月十五日	宗義成書狀	永祿十二年六月	宮谷記
寛永十三年五月九日	古川智次覚	元和七年十二月二十九日	宗義成覚
(年未詳) 十月十七日	宗義成書狀	正保三年二月八日	宗義成覚
(年未詳) 二月三日	宗義成書狀	延宝八年三月二十五日	杉村智広画像賛
寛永六年七月二十七日	宗義成宛行狀	(年月日未詳)	杉村成令画像賛
慶長十三年正月四日	宗義智受領并実名宛行狀		杉村系図(前欠)

寛永五年十二月二十四日	宗義成覚	応永十一年十二月十五日	宗貞茂書下
寛永七年二月二十八日	宗義成覚	応永十一年十二月二十日	宗貞茂書下
慶長十七年八月十七日	宗義智起請文	応永十一年十二月二十日	宗貞茂書下
寛永九年九月十三日	宗義成覚	応永十五年四月十六日	宗貞澄書下
寛永十五年六月一日	宗義成書下	応永二十七年十二月六日	宗貞盛書下
寛永十三年四月二十八日	宗義成覚	嘉吉三年十一月二十四日	浄秀・祐寛連署書下
慶長十三年十月二十一日	宗義智法度	享徳二年十二月八日	宗盛直遵行状
(年月日未詳)	覚	享徳二年十二月八日	宗成職書下
(年未詳) 九月二十八日	唐坊佐左衛門ほか書状案	享徳三年二月五日	宗成職書下
慶長八年五月二十四日	宗義智書下	享徳三年二月五日	宗成職書下
慶長十四年五月八日	宗義智定	(年未詳) 十一月十五日	宗成職書下
(年未詳) 九月二十七日	宗茂尚書状	文明六年二月五日	宗貞国書下
<b>〔大山小田文書〕</b> ○長崎県対馬歴史研究センター所蔵		文明六年閏五月九日	宗貞国書下
元応元年十一月二十九日	少式貞経書状	(年未詳) 八月二十二日	宗貞国書下
嘉暦二年正月十日	□房・祐円連署書状	(年未詳) 八月二十二日	宗貞国書下
嘉暦二年十二月二十八日	少式貞経書状	(年未詳) 六月十七日	宗茂勝書状
康永四年二月一日	西郷顕景・輔惠連署書下	長享二年四月二十七日	国次寄進状
康永四年八月二十四日	西郷顕景・輔惠連署書下	明応二年十一月十四日	宗材盛加冠状
(年未詳) 二月十二日	西郷顕景・氏賢連署書状	明応九年十二月二十八日	宗材盛官途状
貞治五年十月十一日	宗経茂書状	文亀四年六月十六日	宗国親遵行状
正平二十四年七月五日	宗経茂書状	永正六年八月二十二日	宗国親遵行状
永和二年十月十六日	宗澄茂遵行状	永正十二年八月二十六日	宗国親書下
(年未詳) 十一月七日	宗澄茂書状	永正十二年九月一日	宗国親書下
(年未詳) 十一月七日	宗澄茂書下	永正十八年九月二十七日	宗盛長書下
康応元年九月十七日	宗澄茂書下	永祿二年八月十四日	宗義調加冠状
応永八年十二月十三日	宗靈鑑書下	元龜二年三月三日	宗貞信名字状
応永八年十二月十三日	宗貞茂書下	元龜三年十一月七日	宗貞信加冠状
応永九年四月二十一日	宗貞茂書下	天正七年八月十四日	宗義純加冠状
(年未詳) 六月二十四日	宗貞茂書状	天正九年三月二十二日	宗昭景加冠状
(年未詳) 四月十日	某書状	天正十二年八月十四日	宗昭景官途状

慶長五年正月七日

宗義智名字状

〔豆酸内山文書〕○長崎県対馬歴史研究センター所蔵

正平二十五年四月八日

めうあみだぶつ讓状

(年月日未詳)

某讓状(後欠)

明德元年十一月十五日

たねうち讓状(前欠)

応永八年八月十五日

せいきん書下

性融讓状

立仲書状

立仲書状

山口九郎兵衛讓状

(年月日未詳)

某讓状(後欠)

(年月日未詳)

九郎兵衛田地注文

(年月日未詳)

□九郎兵衛殿跡の事

永享四年十一月二十四日

宗貞澄書下

永享五年二月十三日

九郎兵衛田地目録(前欠)

永享六年十月二十一日

宗盛俊契約状

永享六年十月二十一日

宗盛俊契約状

永享七年四月十日

某売券

(年月日未詳)

某契約状

永享十年十一月十二日

円智預置状

永享十年十二月二十五日

円智預置状

文安三年二月四日

いえつな契約状

文明九年九月十一日

茂与宛行状

天文八年十一月十五日

勝井国長讓状

永正三年八月吉日

酸豆めめこ書下

(年未詳)八月吉日

酸豆めめこ加冠状

永正三年十月二十五日

酸豆めめこ田島預状

(年月日未詳)

某田島預状

永正四年六月二日

酸豆めめこ書下

永正四年六月二日

酸豆めめこ書下

永正九年五月十四日

盛秋假名并実名宛行状

永正十八年六月三十日

盛頭假名并実名宛行状

大永三年十月七日

盛頭書下

天文八年六月十三日

(佐須力) 尚広假名并実名宛行状

天文八年六月十五日

(佐須力) 尚広假名并実名宛行状

天文十一年七月二十五日

(佐須力) 尚広加冠状

天文十六年七月十日

袖谷廉秀書下

天文二十一年十一月一日

勝井国長讓状

永禄三年八月十五日

佐須尚広受領并実名宛行状

永禄六年二月十二日

佐須尚広假名并実名宛行状

天正三年六月二十七日

けはこけめ讓状

天正六年三月七日

調長假名宛行状

(年月日未詳)

やいはう讓状

(年月日未詳)

田島注文

(年月日未詳)

田島注文

(年月日未詳)

田島注文

(年月日未詳)

田島注文

天正四年

定書

天正十九年九月吉日

智正加冠状

慶長十六年十二月二十二日

智広假名并実名宛行状

慶長十六年十二月二十二日

智広假名并実名宛行状

寛永十六年二月二十七日

内山家歴代事跡書上

寛永十六年二月二十七日

内山家歴代事跡書上

(年月日未詳)

内山家歴代事跡書上

(年月日未詳)

内山家歴代事跡書上

寛文十年十二月二十八日

覚

(年月日未詳)

内山家歴代名前書上

(年月日未詳)

豆酸村内山氏家系

(年月日未詳)	覚	慶長八年六月六日	宗義智禁制
(年未詳) 十月十四日	某書状	慶長九年四月二十八日	宗義智書下
文政二年九月	内山善治家旧書書上	慶長十年九月二十八日	宗義智書下
(年月日未詳)	内山家歴代事跡書上	(年未詳) 十二月十四日	宗義智書状
(年月日未詳)	内山家歴代名前書上	慶長十一年四月九日	宗義智書下
(大浦文書) ○長崎県対馬歴史研究センター所蔵		慶長十二年七月二十六日	宗義智書下
(年未詳) 正月十五日	小西行長書状	(年未詳) 二月七日	宗義智書状
(年未詳) 五月十日	宗晴康書状	(年未詳) 八月十日	宗義智書状
(年未詳) 二月十日	宗晴康書状	(年未詳) 二月十九日	宗義智書状
(年未詳) 九月二日	宗盛康書状	(年未詳) 三月八日	柳川調信書状
(年未詳) 三月三十日	宗晴康書状	(年未詳) 四月二十八日	柳川調信書状
(年未詳) 四月八日	宗晴康書状	(年未詳) 五月九日	柳川調信書状
(年未詳) 四月二十三日	宗晴康書状	(年未詳) 八月二十日	柳川調信書状
(年未詳) 六月七日	宗義調書状	(年未詳) 八月二十九日	柳川調信書状
(年未詳) 五月七日	宗義調書状	(年未詳) 五月十七日	柳川智永書状
(年未詳) 三月十一日	宗義調書状	(年未詳) 八月十日	対府奉行中書状
(年未詳) 二月十四日	宗義調書状	(年未詳) 九月二十一日	仁民以・嶺惣殿連署状
(年未詳) 三月四日	宗義調書状	(年未詳) 閏三月十八日	吉田調満・佐護康秀連署状
(年未詳) 四月二日	宗義調書状	(年未詳) 九月二十七日	長田調氏書状
(年未詳) 五月六日	宗義調書状	(年未詳) 四月十九日	智就書状
(年未詳) 九月十五日	宗義調書状	(年未詳) 八月二日	内野勘左衛門書状
(年未詳) 二月二日	宗義調書状	(年未詳) 三月七日	大浦智長書状
(年未詳) 七月九日	宗義調書状	(年未詳) 十月二十四日	毛利友重禁制
(年未詳) 正月六日	宗義調書状	(年未詳) 五月十三日	田寺久大夫・渡辺次右衛門連署状
(年未詳) 六月十一日	宗義調書状	(年未詳) 七月十一日	日野景幸書状
慶長四年七月二十九日	宗義智禁制	(年未詳) 十一月十六日	板倉勝重書状
慶長五年三月十一日	宗義智禁制	(年未詳) 九月五日	宗將盛書状
慶長六年十一月十八日	宗義智書下	(年未詳) 三月九日	宗晴康書下
慶長八年二月一日	宗義智書下	天文七年八月十六日	宗晴康書下
慶長八年二月一日	宗義智書下	(年未詳) 五月五日	宗晴康書状

(年未詳) 八月一日	宗晴康書狀	天正十六年三月吉日	大浦賢治讓狀案
(年未詳) 十一月十八日	宗晴康書狀	(年月日欠)	大浦順幸讓狀
(年未詳) 五月十七日	宗晴康書狀	永正十八年九月二日	宗盛長書下
天文二十二年十一月三日	宗盛廉遵行狀	天文元年十一月十五日	宗盛將加冠狀
(年未詳) 三月三日	宗盛廉書狀	元龜二年正月十一日	宗義純官途并実名宛行狀
(年未詳) 六月五日	貞親書狀	永正十五年九月九日	宗国親書下
(年未詳) 三月七日	盛氏書狀	永正五年十一月二十日	宗義盛加冠狀
宝徳二年十一月十五日	左衛門太郎証狀	永正五年十一月二十日	宗義盛官途狀
文明二年三月十三日	某亮券	(年未詳) 七月二十一日	宗貞国書狀
文龜二年六月一日	宗三河守讓狀案	天文二十二年十一月三日	宗晴康書下
文龜二年六月一日	宗三河守讓狀案	天文十九年八月十四日	宗晴康官途狀
(年未詳) 六月十五日	宗彦八母讓狀	天文十五年八月十三日	宗晴康加冠狀
永正五年四月五日	某讓狀案	明心三年十一月十五日	宗材盛受領狀
永正五年四月五日	某置文案	天文二十二年六月十六日	宗義調加冠狀
永正五年十一月十五日	某讓狀案	寛正三年十月八日	宗成職書下
永正十六年九月八日	宮内丞讓狀	寛正三年十月八日	宗盛直遵行狀
大永八年四月五日	宮内丞証狀	寛正三年十月八日	宗盛直遵行狀
天文十二年八月十一日	盛正所領注文	文明十年八月二十八日	宗貞秀遵行狀写
天文十七年八月二十二日	与三兵衛尉讓狀	(年未詳) 五月十七日	宗国親書狀
天文二十年二月十四日	大浦順幸讓狀	永正十五年九月九日	宗国親書下
天文二十年二月十五日	大浦順幸讓狀	応仁元年十一月十九日	宗貞国書下
天文二十年二月十五日	大浦順幸讓狀	文明二年八月二十八日	宗貞国書下写
(年月欠) 十五日	大浦順幸讓狀断簡	文明二年八月二十八日	宗貞国書下
天正二年十月十二日	大浦賢治・同康勝連署坪付	嘉吉四年正月三十日	惣宮司書下
天正二年十月十二日	大浦賢治・同康勝連署坪付	(年未詳) 十二月二十七日	宗義成書狀
天正十六年三月吉日	大浦賢治讓狀案	慶長十七年六月十七日	宗義智官途并実名宛行狀
天正十六年三月吉日	大浦賢治讓狀案	慶長十四年八月十三日	宗義智官途并実名宛行狀
天正十六年三月吉日	大浦賢治讓狀案	慶安四年五月六日	大浦治部右衛門覺
天正十六年三月吉日	大浦賢治讓狀案	(文祿二年九) 閏九月十二日	宗義智官途狀
		慶長十三年正月四日	宗義智受領并実名宛行狀

文祿三年五月二十六日 宗義智官途状  
 (年月日未詳) 歴代御判目録  
 (年月日未詳) 風俗問答覚書  
 文久三年五月 大浦系図  
 (年未詳) 九月五日 毛利高政書状  
 文祿二年十二月二十八日 毛利高政禁制  
**〔主藤文書〕** ○対馬博物館所蔵  
 応永二十四年十一月十二日 宗貞澄寄進状  
 永享十年五月二十日 宗貞盛書下  
 永享十二年四月十日 宗盛世寄進状  
 長祿二年十一月七日 宗成職書下  
 (文正カ) 二年九月十六日 宗茂興書下  
 文明六年二月九日 宗貞国書状  
 文明七年二月十八日 国吉書下  
 文明八年十二月二十五日 宗茂興書下  
 文明九年十月二十六日 宗貞国書下  
 文明九年十月二十六日 宗貞国書下  
 永正十五年九月六日 宗義盛書下  
 永正十八年六月三十日 宗盛長書下  
 大永七年八月十日 盛満書下  
 永祿四年閏三月二十二日 宗義調書下  
 永祿四年閏三月二十二日 佐須盛門遵行状  
 永祿四年閏三月二十二日 佐須尚広遵行状  
 天正四年十二月十一日 宗義純書下  
 天正六年八月二十三日 宗信国書下  
 天正八年三月二十八日 佐須尚広書下  
 天正十八年十一月十八日 ます女寄進状  
 天正二十年三月吉日 ます女証状  
 (年未詳) 五月二十五日 某書状  
 (年未詳) 七月二十一日 盛頭書状

(年未詳) 八月二日 佐須景満奉書  
 (年未詳) 九月二十五日 宗義智書状  
 慶長八年六月六日 宗義智書下  
 元和七年五月六日 権藤清右衛門尉寄進状  
 (年欠) 正月日 掟書断簡  
 (年月日欠) 就酸豆住持職田島等坪付(後欠)  
 慶長十四年八月二十八日 宗義智書下  
 慶長十四年八月二十八日 宗義智書下  
 慶長十四年九月二十日 宗義智書下  
 慶長十四年九月二十日 宗義智書下  
 慶長二十年七月二十三日 宗義成カ書下  
 調査にあたっては、長崎県対馬歴史研究センターの山口華代氏、対馬博物館の萩原夏樹氏に大変お世話になった。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。  
 (村井祐樹・谷本隆之・畑山周平)

### 33 『大日本近世史料 細川家史料』二十九原本校 正と「細川家史料」調査・撮影

『大日本近世史料 細川家史料』編纂のため公益財団法人永青文庫所蔵底本による原本校正と関連史料の調査・撮影を実施した。  
 (1) 『大日本近世史料 細川家史料』二十九【細川光尚文書 二】(二〇二五年三月二八日発行) 初校原本校正  
 ① 二〇二四年九月一三日、公益財団法人永青文庫(東京都文京区目白台)で、秋季展「信長の手紙」陳列前の目録番号29859(102319)「公儀御案文」(寛永十八年十月〜十二月)一冊を閲覧し、『大日本近世史料 細川家史料』二十九初校前半部の原本校正を実施した。  
 ② 同一〇月七・八日、史料寄託先の熊本大学附属図書館で、29860(102319-1)/29861(102319-2)「公儀御案文」(寛永十九年正月〜四月/八月〜九月)二冊を閲覧し、初校後半部の原本校正を実施した。

(2)「細川家史料」の調査・撮影  
 山口和夫・林晃弘

- 一〇月七・八・九日、熊本大学附属図書館に出張し、江戸時代前期史料を  
 閲覧・調査し、デジタル撮影した。撮影分の『熊本大学寄託永青文庫資料総  
 目録』所掲番号・年次・史料名・頁数等を次に摘記する。
- 19860神雑.162.4 (寛永十五年) 四月十二日 (稲葉内記書状) 一通  
 19861神雑.162.5 (寛永十五年) 四月十二日 (稲葉内記書状) 一通  
 19862神雑.163.1 (寛永十一年) 三月朔日 (安藤右京進書状) 一通  
 19863神雑.163.2 (寛永十年) 二月■日 (稲葉丹後守書状) 一通  
 19864神雑.163.3 (寛永十年) 二月■日 (小笠原右近大夫書状) 一通  
 19865神雑.163.4 (寛永九年か十年) ■月■日 (小笠原忠貞書状) 一通  
 19866神雑.163.5 (寛永十五年) 三月廿八日 (稲葉内記書状) 一通  
 19867神雑.163.6 (寛永九年) 極月■日 (稲葉丹後守書状) 一通  
 19868神雑.163.7 (寛永十五年) 四月十二日 (稲葉内記書状) 一通  
 19869神雑.163.8 (寛永十年) 二月廿三日 (稲葉丹後守書状) 一通  
 19870神雑.163.9 (寛永十年) 三月四日 (稲葉丹後守書状) 一通  
 19871神雑.163.10 (寛永十五年) 八月十八日 (豊後府内目付連署状) 一通  
 19872神雑.163.11 (寛永十年) 二月■日 (稲葉丹後守書状) 一通  
 19879神雑.166.0 (近世) (包紙) 一点  
 19880神雑.166.1 (寛永十五年) 五月七日 (日根野織部正書状) 一通  
 19881神雑.166.2 (寛文四年) 卯月廿七日 (書状写) 一通  
 19882神雑.167 (寛永九年) 極月廿七日 (伊丹播磨守書状) 一通  
 19979神雑.185.6.1 (近世初期) 九月廿六日 覚 一通  
 19994神雑.189 (寛永十年) 三月十九日 (榊原飛騨守書状) 一通  
 20012神雑.191.1 (寛永十七年) 正月廿一日 (馬場三郎左衛門尉書状) 一通  
 20013神雑.191.2 (寛永五年) 五月廿一日 (江戸幕府御勘定奉行書状) 一通  
 20014神雑.191.3 (近世初期) 卯月廿三日 (書状) 一通  
 20015神雑.191.4 (寛永九年) 八月十六日 (江戸幕府老中書状) 一通  
 20016神雑.191.5 (寛永十五年) 文月廿七日 (馬場三郎左衛門書状) 一通

史料閲覧・調査・撮影に際し、今回も公益財団法人永青文庫学芸員佐々木

英理子氏、熊本大学附属図書館利用支援担当廣田桂係長をはじめ関係各位に  
 ご配慮いただいた。記して感謝申し上げます。

(山口和夫・林晃弘・立石了)

### 34 鹿児島市立美術館所蔵史料の調査・撮影

二〇二五年一月二日から二四日にかけて、画像史料解析センターPJ「大  
 追物関係資料研究プロジェクト」の一環として鹿児島市立美術館所蔵史料の  
 調査・撮影を行った。鹿児島市立美術館には、戦災で焼失した鹿児島歴史史館  
 が所蔵していた歴史資料の一部が現在も保管されており、そのなかにはこれ  
 まであまり知られていなかった史料群が含まれていることを、鹿児島市立美  
 術館前館長大山直幸氏にご教示をいただき、今回の調査・撮影を実施する運  
 びとなった。今回の調査では、鹿児島市立美術館の皆様にも多大な協力を賜  
 り、新たにこれまで確認していなかった文書箱一箱の存在も確認した。いづ  
 れも日置島津家関係史料とみられるが、今後も継続的に調査を行う予定であ  
 る。

調査にあたり、ご指導及び大変な協力を頂戴した大山直幸氏、鹿児島市  
 立美術館の皆様にご心より御礼を申し上げます。

(高橋慎一朗、畑山周平、小瀬玄士)